

議事日程第2号

平成26年6月10日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～7番）

出席議員（12名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	8番 植松康祐	9番 大沢まり子
10番 岡本隆子	11番 佐谷時繁	12番 谷口鈴男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 瀨瀨久美
教育長 高木俊朗	総務部長 寺本公行
民生部長 田中康文	建設部長 奥村悟
企画調整 担当参事 葛西孝啓	教育参事兼 学校教育課長 田中秀典
総務防災課長 山田徹	企画課長 各務元規
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 須田和男	亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷和宏
税務課長 若尾要司	住民環境課長 大鋸敏男
保険長寿課長 加藤暢彦	福祉課長 佐久間英明
農林課長 石原昭治	上下水道課長 亀井孝年
建設課長 伊左次一郎	会計管理者 水野嘉博
生涯学習課長 田中宣行	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾昌文	議会事務局 書記 渡辺一直
--------------	------------------

開議の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 植松康祐君、9番 大沢まり子さんの2名を指名します。

一般質問

議長（加藤保郎君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも、簡潔・明瞭にされるようお願いします。

1番 高山由行君。

一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

1番（高山由行君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めたいと思いますが、それに先立ちまして、まず2点ほど、少しお話しさせていただきます。

去年も私、一般質問でお話ししましたが、まさに今、御嵩の財産であるみたけの森のササユリが満開であります。きょうあしたが見ごろということで、ぜひ議員の皆さんももちろんですが、執行部の皆さんもぜひ1回は足を運んでいただいて、御嵩の財産を見ていただいて、いいものがあるということを再認識していただきたい。

それともう1つ、先日、役場の庁内で若手の集まったワークショップが行われたと聞き及んでおります。私、先回の質問のときに、人口減少の問題のときに、御嵩町の職員の若手で何か話し合っていて、将来について話し合っていたらいいなということを話しましたが、御嵩町

内の役場の中で若手が話し合える土壌があるということが、私、大変自分でもうれしかったということで、1つ申し添えておきます。

それでは、大項目2点ほど、1点目は高木教育長に、2点目は田中教育参事と渡邊町長に一般質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず1点目の質問であります。

土曜授業について、御嵩町教育委員会の考え方、方向性などについてお伺いします。

まず、学校週5日制の経緯ですが、1970年代に議論が始まりまして、1980年（昭和55年）の学習指導要領の改正により開始された、これが私もよくわかりませんでしたけど、メディアがゆとり教育と言っているのか、国のほうがゆとり教育という言葉を出しているのかはよくわかりませんでした、実際調べておる中で。皆さんが言われておるゆとり教育を推進する中、学力重視の詰め込み教育をやめ、学習時間と内容を減らしてゆとりのある学校を目指したもので、それにより1992年（平成4年）9月より月1回、1995年（平成7年）4月より月2回、土曜日を休日にし、平成14年度から完全学校週5日制を実施しております。そして、この週5日制をもって、ゆとり教育の実質的な開始と言われておりますが、このゆとり教育は国際学力テストで順位を落としたことなどから、この教育方針では学力低下などが進んでしまうと指摘され、平成20年の学習指導要領の改訂によりゆとり教育の見直しがされました。

それが、これも言葉ははっきりとは決まりごとはないかもわかりませんが、脱ゆとり教育と称される教育施策であります。平成17年の当時の中山成彬文部科学大臣による中央教育審議会への学習指導要領の見直し要請に始まり、平成19年の第1次安倍内閣の主導でゆとり教育の見直し着手という経緯となっておりますが、各自治体の教育関係者も、この教育方針の転換で、我が御嵩町も含めてですが、その都度、総合学習の大幅な削減や、平均で25%増となったと言われる教科書への対応、総授業数の大幅な増加に対して対応してきていただいたところがあります。まさに現高木教育長の現役教員のと時の話でありますので、教育長自身、現場での対応に御苦労があったと考えますが、第2次安倍政権下、移行期間を経まして、ゆとり教育の終えんと言われ、2010年、東京都教育委員会において、条件や制限つきで小・中学校の土曜日の授業を認め、2011年には土曜授業をマニフェストに掲げた橋下徹大阪市長が当選し、2013年4月より、小・中5校ではありますが、土曜授業を開始しております。

このような脱ゆとり教育と言われる政策を推進する中、昨年の3月に文部科学省内に土曜授業に関する検討チームを立ち上げ、6月28日に中間のまとめ発表、9月30日に最終まとめが公表され、その結果を受け、11月に学校教育法の施行規則を改正し、市町村教育委員会の判断で土曜授業を可能にしました。

改正前の規則では、公立学校の休業日は第61条第2号に日曜日及び土曜日と規定されており

ますが、前規定でも特別の必要がある場合はこの限りではないと規定され、この条文の解釈で、東京都や大阪市は先行して土曜授業を実施したと思われま

す。改正後の規則では、前規定が「特別の必要がある場合は、この限りではない」を「当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りではない」と改正し、土曜授業を行うことが可能であることをより明確化しております。

文部科学省が推進している公立学校の土曜授業であります

が、今年度の文部科学省の予算にも、土曜日の教育活動の推進として新規に13億円程度予算措置しており、また各学校において質の高い土曜授業を実施するためモデル校を募集し、支援しているということで、岐阜県では山県市がモデル校3校で導入しているところであります。

山県市のお話をしましたので、岐阜県の各市町村の動向であります

が、昨年の施行規則の改正、そして本年度の文科省の予算措置もあり、本年度から導入市町村も、岐阜市、本巣市、山県市の3市が導入しているようであります。地元新聞にも記事になっていまして、私、切り抜きをきょういろいろと持ってきておりますが、まず最初に岐阜新聞、私が確認しただけです、4月27日の新聞、5月11日の中日新聞、5月15日の読売新聞、また5月31日にも読売新聞で、読売新聞さんが自分たちの独自アンケートとかいろいろとやっています、論調は別としまして、記事をたくさん書いております。読売新聞の記事は、県下の教育委員会に行った独自アンケートでの本年度の調査結果と、多くの市町村教育委員会が土曜授業の導入には慎重な姿勢であるとの紙面でありました。

授業の導入に当たってのハードルは幾つもあると思います。例えば目的を学力向上のため正規の授業に当てるのか、また課外授業的な教育活動にするのか、教員の増員や教員以外の指導者などを求めるならば予算も必要になってきますし、教員の負担増をどう考えていくか、多々あります。本当に子供のためになるような教育ができるよう、この土曜授業をコーディネートしていかななくてはなりません。

我が御嵩町の教育委員会では、今現在どのような方向性を持っているのか、教育長にお伺いします。

まず第1点目に、当教育委員会では、学校教育法施行規則の改正に伴う土曜授業に関する事項をどのように議論されましたでしょうか。

2点目に、各学校において教員の方、どのように議論されましたでしょうか。

3点目に、保護者の方、またPTAではどのような話し合いを持たれましたでしょうか。

4点目に、岐阜県でも本年度導入、また導入を目指して動き出している市町村もあります。また、来年度から始めるという町村もあるようですが、本町においては、今後どのようなスケジュールで議論していくのか。他市町村の動向もありますが、きょう可児市でも一般質問があ

るようですが、その中でも可児市のある議員が教育長に対して土曜授業の一般質問をするというふうに聞き及んでおりますが、現時点で本事項に対する総論も踏まえて、4点ほど教育長にお伺いします。御答弁をよろしくお願ひします。

議長（加藤保郎君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

皆様、おはようございます。

高山議員の御質問、土曜授業についてお答えいたします。

土曜授業とは、代休日を設けずに土曜日に正規の授業を行うものです。御嵩町の学校では、PTA参観日や運動会、音楽会など、土曜日に授業を行っていますが、月曜日を振りかえ休業日としているため、ここでいう土曜授業には当たりません。

それでは、最初の質問、御嵩町教育委員会では土曜授業に関する事項をどのように議論したかについてお答えいたします。

今までの経過については、高山議員の説明されたとおりであります。3点つけ加えます。

1点目は、今までの家庭、地域の取り組みについてです。

学校週5日制は、学校、家庭、地域の3者が互いに連携し、役割分担しながら社会全体として子供を育てるという基本理念で、平成4年9月からの段階的实施を経て、平成14年度から完全実施されたものです。当時、御嵩町教育委員会は、土曜日の受け皿づくりに努力し、家庭や地域社会に積極的に働きかけてきました。そのため、1家庭1実践の取り組み、4公民館による地域子ども教室の実践、御嵩町スポーツ少年団、みたけスポーツ文化倶楽部、御嵩町子ども会育成協議会、御嵩町青少年育成町民会議等々の活動、学校やPTAによる土曜日の活動、御嵩町や公民館等主催の行事での小・中学生のボランティア活動等々、家庭や地域で主体的に取り組む内容が本当に充実してきました。

2点目は、学力向上の取り組みについてです。

平成元年の学習指導要領改訂により、生活課の新設、授業時数、教科内容の1割削減、平成10年の学習指導要領改訂により、総合的な学習の時間の新設、年間事業時数70時間削減等が実施され、それを原因とする学力低下論争が起きてきました。これに対し文部科学省は、平成14年1月、確かな学力向上のための2002アピール「学びのすすめ」を発表し、学力向上に本腰を入れ始めました。平成14年4月1日、完全学校週5日制の開始と同時に、御嵩小学校と共和中学校は文部科学省より学力向上フロンティア事業の研究指定を受けました。その取り組みは継続され、現在は全小・中学校で御嵩町学力向上推進事業として取り組んでおるところであります。

3点目は、授業時数の確保についてです。

平成20年の学習指導要領改訂により、基礎・基本の充実とか思考力、判断力、表現力の育成、授業時数の大幅な増加、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入等、文部科学省は大きな見直しを行いました。平成23年度から新学習指導要領が実施され、授業時数は小1が68時間、小2が70時間、小3から中3が35時間の増加となりました。それに対応するためには、学校週5日制では授業時数の不足が懸念されました。可茂地区教育長会では、校長会の可茂地区管理規則検討委員会に新学習指導要領実施における授業時数、授業日数の確保についてを諮問しました。平成21年11月25日の答申により、可茂地区では現在の学校管理規則に変更したのであります。つまり夏休みを3日減らし、授業日を3日ふやし、授業時数の確保をしたのであります。ここまで迅速に対応したのは全国的にも例がなく、岐阜県内でも可茂地区だけでした。

以上のような経過があったため、御嵩町教育委員会としては、議論とまではいきませんが、次のように対応してきました。

まず、平成25年8月5日の定例教育委員会にて、教育長より次のように報告しました。ことしの3月に、文部科学省は土曜授業に関する検討チームを立ち上げ、子供たちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供するため、土曜授業のあり方について検討を進めている。学校教育法施行規則第61条の公立学校の休業日に関する規定のただし書にある「特別の必要がある場合は、この限りではない」の判断基準が明確ではないことが問題である。しかし、可茂地区の実情から、現在のところ大きく動く予定はない。

平成25年11月21日の岐阜県市町村教育委員会連合会研修会にて、国立教育政策研究所長の尾崎春樹氏より文部科学省の施策についての説明があり、その中に土曜授業についての検討委員会の報告がありました。ここでも、教育委員からの特別な質問はございませんでした。

平成26年1月14日の定例教育委員会にて、教育長より次のような報告をいたしました。1月1日付の岐阜新聞に、岐阜市は新年度から月1回の土曜授業を実施するとの記事があった。内容は次の4点である。1つ、文部科学省が市町村教育委員会の判断で土曜授業を実施できるように学校教育法施行規則の一部を改正したこと。そして、県が長期休業日への振りかえが可能になるよう、条例の改正に前向きに検討していること。2つ目、岐阜市PTA連合会は、昨年11月に土曜授業の実施を求める要望書を岐阜市教育委員会に提出したこと。3つ目、児童・生徒の学力向上や、地域と連携した学習の時間等、各学校が課題に応じて授業する時間に当てること。最後、毎月1回の土曜日の午前中3時間を見込んでいること（年間7回程度）。この流れは必ず御嵩町にもやってくる。今から検討課題としておく。御嵩町教育委員会としては、可児郡PTA連合会の要望があれば、即検討していく必要がある。

次に2つ目の質問、各学校において、教員の方はどのように議論したかについてお答えいた

します。

平成25年8月29日、可児郡小・中学校校長会にて、教育長より土曜授業に関する検討チームについての報告をしました。校長会としては、可茂地区の実情から、現在のところ大きな動きはないということ、各学校においても、職員会等の話題、議題にはなっていないということでした。

小6と中3を対象に実施した平成25年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の結果を見ても、「土曜日の午前は何をして過ごすことが多いですか」について、御嵩町の小6は「習い事やスポーツ、地域の活動に参加している」が1位で37.6%、全国の26.7%を大きく上回っています。「学習塾や家での勉強、読書、家族と過ごす」を含めると7割になります。あとの3割は、家での遊びや友達との遊びです。御嵩町の中3は、「学校の部活動に参加している」が1位で75.0%、全国の63.6%を大きく上回っています。「学習塾や家での勉強、読書、家族を過ごす」を含めると9割になります。また、小5と中2を対象に実施した平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の児童生徒質問紙の結果を見ても、「土曜日に運動やスポーツをしていますか」について、御嵩町の小5男子は73.3%が「している」と答え、全国の71.8%を上回っています。御嵩町の小5女子は61.8%が「している」と答え、全国の50.6%を大きく上回っています。御嵩町の中2男子は97.6%が「している」と答え、全国の87.0%を大きく上回っています。御嵩町の中2女子は85.1%が「している」と答え、全国の65.1%を大きく上回っています。

以上の結果から見ましても、御嵩町の土曜日の受け皿づくりは大きな成果を上げていることがわかります。ただ、平成26年1月8日の可児郡小・中学校校長会にて、教育長より岐阜市の取り組み内容を報告し、今後の検討課題として捉えていただきたいと申しておきました。

次に3つ目の質問、保護者の方、またPTAではどのような話し合いを持たれたかについてお答えします。

現在、各学校のPTAでは、具体的な話し合いはされていないということです。ただ、平成25年度全国学力・学習状況調査の保護者に対する調査の結果を見ますと、御嵩小も参加しておりましたが、「お子さんに土曜日の午後にどのように過ごしてほしいと思いますか」、複数回答で、全国抽出率2%の全国の小6の保護者の意見です。1位は「習い事やスポーツ、地域の活動に参加する」が38.7%、2位は「家族と過ごす」が37.2%、3位が「学校で授業を受ける」が36.7%、4位は「家で勉強や読書をする」が35.0%でした。同じく全国抽出率4%の中3の保護者は、1位、「学校の部活動に参加する」54.0%、2位、「学校で授業を受ける」36.1%、3位、「家で勉強や読書をする」29.5%、4位、「家族と過ごす」22.2%でした。全国の保護者の意識としては、土曜授業は土曜の有効活用の一つの選択肢として捉えていること

がわかります。

最後の質問、御嵩町においては今後どのようなスケジュールで議論していくのかについてお答えいたします。

平成25年11月29日、学校教育法施行規則第61条の公立学校の休業日に関する規定のただし書が、「当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りではない」と改正され、公布、施行されたことから、御嵩町教育委員会としては、土曜授業に対する説明責任が出てきました。責任を持って説明する必要があります。

また、平成26年1月31日、岐阜県職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例施行規則65条の「週休日の振りかえ等が勤務することを命ずる必要がある日を起算とする4週間前から8週間後の日までの期間とする」に、「ただし、職務の特殊性、その他の事由によりこれによりがたい場合は、任命権者が人事委員会の承認を経て、別に定めることができる」のただし書を加えると改正しました。長期休業日にまとめて振りかえ休日が取れるようになったことから、御嵩町小・中学校管理規則の一部改正の必要も出てきました。

以上のように、国や岐阜県の動向を踏まえるとともに、学校週5日制は学校、家庭、地域の3者が互いに連携し、役割分担しながら、社会全体として子供を育てるという基本理念を再確認する時期にあることは事実であります。御嵩町教育委員会としては、一部の調査結果に頼るのではなく、全ての児童・生徒の土曜日の実態調査及び土曜授業への意識調査、教職員や保護者の土曜授業への意識調査、青少年育成諸団体の土曜授業への意識調査、その他必要な調査を実施し、その結果に基づいて十分に検討し、御嵩町教育委員会としての土曜授業をする場合の基本方針や留意事項を示していきたいと考えております。

以上で、土曜授業について、現時点の経過報告や今後の方向についての説明を終わります。

[1番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

高木教育長、本当に細かく御説明、ありがとうございました。

規則の改正の件ですが、平成14年度に全国一斉に週5日制にしたときと比べて、今回は各自治体の教育委員会に任せるということで、ばらばらで、やれよということじゃなしに、読み方によってはやらなくてもいいよという話ですので、そこら辺、少し曖昧な点は私も感じております。

教育長に今、最後のお話のところに、いろんな団体の意識調査を実施するということですが、1つだけお聞きしたいのは、今年度あたりにそこら辺の説明責任があるということで考えてい

かなあかんということですので、これは予算的なこともかかわりがあると思いますが、アンケート等、PTAの方、教員の方、保護者の方、また御嵩町の役場内の中でもそうですけど、そういうアンケートをやることについては考えておられますでしょうか。ちょっと1つだけ、最後にお聞きします。

議長（加藤保郎君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

最後に申し上げましたように、アンケート等によりまして意識調査をしていきたいということをおもっております。

〔1番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

ありがとうございました。

近隣市町村の動向もありますし、私が思うのは、やはり教員の方の考え方もありますでしょうし、PTAの親御さんたちの考えもありましょう。教育委員会の考えもありましょうが、御嵩町の子供たちにとって、土曜授業を始める、始めないにしても、御嵩町の子供の教育に対して真摯に受けとめていただいて、これから進めていっていただきたいと思っております。この問題は以上であります。

次に、2点目の質問に移りたいと思います。

蟹薬師願興寺についてであります。

私たち、子供のころから「薬師、薬師」と言っておきまして、正式には大寺山願興寺ということですが、願興寺については、町長、町執行部、また議員各位におかれましても、幾度となく歴史の話、重要文化財の話、文化財保全の話等々、聞き及んでいることと思います。

今さら説明してもあれですけど、本堂は約430年前に武田信玄の戦火によって焼失したものを、庶民の力の結集によって再建したと伝えられておきまして、国指定の重要文化財であります。大正時代の法律では、国宝になっておりましたが、その後、重要文化財になったという経緯ではありますが、この議場におられる御嵩町で生まれ育った方は、私も含めまして多くの方が、小さいころより本堂で遊んだとか、昔の薬師まつりはにぎやかだったとか、何らかのかかわり合いがあることと思います。

また、御嵩町にとって貴重な文化財の保全の観点からも、御嶽宿、伏見宿を含む岐阜の宝物に認定された中山道17宿の一つとして、御嶽宿再生という大きな観光政策のキースポットの観

点からも、御嵩町民としてこの願興寺はみんなが知恵を出し合って守っていくべき地域資源だと考えております。

御嵩町議会でも、平成19年、これは渡邊町長が初当選された年だと思いますが、第4回定例会においてある議員が渡邊町長に対して、願興寺に対する町の今後の取り組みについて一般質問されております。このときの議事録を私、勉強で持っておりますが、町長の答弁の要旨は、町としても、老朽化し風化してしまうことについては、方策を考えなければいけないという立場であるという認識である。この後、町長いいことを言っておりますが、トータル的に建物の大々的なことを考えれば、一度解体して組み直すというアイデアも中にはあるわけでありまして、それには膨大な費用がかかるということでもありますので、これは県・国と協議をこれからして、これも大切に存続をしまいたい。その努力を最大限するというものであります。

保全改修するにしても、簡単な試算でも約8億円程度必要だと言われる中、御嵩町単独では全額負担できるはずもなく、国の重要文化財修理に対しての国庫補助事業にすぎないと言われております。昨年10月に町民有志の方が文化財保存を考える会を設立され、動き始めております。今定例会にも、御嵩町議会としても同一歩調で考えていってもらえるかの旨の請願書が提出され、あすの民生文教常任委員会に付託されておりますので、審議することになっております。

保存事業が始まるということになれば、補助事業ですので申請してからの失敗は許されませんし、中心になって推進していく方々は自己資金捻出のため寄附金等を集めなければならないので、並々ならぬ情熱と覚悟を持って事業推進に当たられると思っております。御嵩町においても、御嵩町の文化財として、御嶽宿のシンボルとして、観光政策の目玉として、具体的に考えていくときが来たのだと考えております。

初めに田中教育参事にお聞きしますが、願興寺保存の要望に関する今までの経緯と、国庫補助事業にしたときの事業スキームを、資金面も含めて、今ある情報の中で結構ですのでお伺いします。その後、渡邊町長には、町民がこの保存を考える会を立ち上げ動き出した今、願興寺に対しての考え方は、先ほど申したように平成19年の7年前と変わりはないと思いますが、文化財としての願興寺の保存の考え方、また保全事業に対しての思い、方向性の所信をお伺いします。御答弁、よろしくお願ひします。

議長（加藤保郎君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

皆様、おはようございます。

ただいまの高山議員の御質問にお答えをいたします。

質問は2点で、1点目は願興寺保存の要望に関する今までの経緯、2点目は国庫補助事業にしたときの資金面を含めた事業スキームということでございました。

1点目の要望に関する今までの経緯でございますが、先ほど高山議員の御質問にも出てまいりましたが、町民有志の方で文化財保存を考える会が設立されています。この文化財保存を考える会は、昨年7月ごろから活動を開始し、8月に無作為に抽出した町内1,000軒に賛同のお願い文書を送付、その結果、140名の方の賛同がありました。その後、10月16日に中公民館で第1回打ち合わせの会を開催し、願興寺本堂の全面改修に向けての活動をしていくことが、参加者全員の賛同のもと決定をされました。その決定を受けて、平成25年12月に町に対し、重要文化財願興寺本堂全面改修に伴う国庫補助事業推進に当たっての協力願いが提出されております。

2点目の資金面を含めた事業スキームでございますが、事業主体は所有者である願興寺となりますので、補助金交付申請、各種契約等は願興寺で行っていただくことになります。

まず資金面でございますが、願興寺本堂は国の指定重要文化財ということで、その改修に係る経費については、国・県、それぞれ補助金交付要綱が制定されており、補助金の交付が受けられます。国庫補助金の補助率は、補助対象経費の50%に、事業者の規模により5%から35%の加算があります。現在の願興寺の事業規模から考えると、加算率は35%になると思われ、合計で補助対象経費の85%が国庫補助金になると思います。県補助金の補助率は、補助対象経費から国庫補助金を差し引きました残額の2分の1以内、かつ補助対象経費の4%以内で、上限500万となっております。町補助金の補助率は、補助対象経費から国庫補助金と県補助金を差し引きました額の2分の1以内となっております。

願興寺本堂改修に係る経費につきましては、まだ正式には設計見積もりがされておきませんので、どのくらいかかるかはわかりかねますが、仮に経費を先ほどの高山議員の質問でも出てまいりました8億円とし、工事期間を6年として算定しますと、国庫補助金の総額が6億8,000万円、県補助金の総額が2,580万円、町補助金と所有者負担の総額は、それぞれ4,710万円になります。

次に、事業スキームでございますが、国指定重要文化財につきましては、文化庁の指導を受けた保存修理技術者による設計監理が求められており、その方はほとんどが文化財建造物保存技術協会（以下「文建協」と言います）に属しています。ということから、願興寺本堂に関する設計監理につきましては文建協に依頼していくことになります。文建協は、事業を実施するかしないかを判定するための概算設計は受注せず、あくまでも実施すると決定した事業についてだけ概算の設計監理を行っていきます。ということから、文建協に概算の設計監理をお願いする時点で、事業主体であります願興寺におきまして、事業実施を決定しておく必要がござい

ます。

また、事業実施決定に伴い、文化財の適切な修理復元ということから、町におきまして、修理準備委員会を設置することとなります。この修理準備委員会の役割は、基本設計書をもとに補助金交付申請の内容について検討することになります。概算の設計監理には、およそ6カ月かかると思われます。設計概算見積書作成後、事業計画書を県に提出し、県が文化庁のヒアリングを受けることとなります。この期間は、およそ8カ月かかるかと思えます。事業が採択されれば、国庫補助金交付内々示があります。国庫補助金内々示をもとに、所有者から文建協に基本設計書作成の依頼を行います。内々示から6カ月後ぐらいに国庫補助金交付内示があり、補助金交付申請をすることとなります。その2カ月後ぐらいに国庫補助金交付決定、各契約締結、改修工事着手という流れになってきます。

事業主体であります願興寺が事業実施を決定し、文建協による概算の設計監理が開始されてから国庫補助金の交付決定までには、おおよそ最短で2年かかります。また、国庫補助金の交付決定は毎年11月となっております。なお、補助金交付決定後は、先ほどの修理準備委員会が修理委員会に移行し、各種契約についてのチェックをしたり、検討していただくことになるかと思えます。

また、県補助金の申請時期は国と同様でございます。町補助金は、国庫補助金交付決定後の申請となっております。

具体的な時期についてでございますが、願興寺本堂よりも県指定重要文化財になります願興寺鐘楼門のほうが改修の緊急性が高いということで、同時にはできないということもあります。鐘楼門改修後ということになるかと思えます。鐘楼門の改修につきましては、今年度中には着手できるよう、県とも協議をしながら事務を進めております。

以上で、高山議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

本日1番、高山議員の御質問、願興寺についての答弁をさせていただきます。

今の教育と同じかなと思っているんですけど、日本の教育というのは、覚える子が優秀であり、考える子は優秀にならないという、社会に出てからそれが逆転していくというケースが人として大いにあるなということを見てまいりますけれど、この件に関しても同じかなあというふうに思っております。これについては、現段階ではもう既に考える時期に入っているというふうに私は思っております。

高山議員が御指摘されましたように、私も願興寺についてはかなりの思い入れがございます。

スキームについては、ただいま教育参事が説明させていただいたとおりでありますけれども、童心に返って自慢話をするなら、多分この中でも私が願興寺で一番長時間遊んだくちではないのかなというふうには思っています。縁の下も走り回りました。どういうふうになっているかも知っていますし、天井裏へ上がる方法も知っています。近所の子供たちの本当によりどころになっていたと。そういうことの積み重ねが、願興寺が願興寺である、お薬師さんの存在感というものにつながっていると考えております。したがって、お薬師さんの本堂がないというような状況は、想像しようとしても頭の中には描けないというのが正直な気持ちであります。願興寺への思い入れについては、人後に落ちないと、そう思っております。ただ、人後に落ちないと思っておられる方は、この御嵩町にはたくさんお見えになると思いますので、その方々をどうやって動かしていくかという段階になっているかというふうには思っております。

ここで、今後について確認を何点かさせていただきながら、方針についてお話をしておきたいと思えます。

まず1点目として、御嵩町の行政として、今後この事業については「願興寺本堂修理」に言葉を統一していきたいというふうに思っております。2点目、これは確認であります、事業主体は所有者である願興寺 小川文甫住職である。3点目、文化財保存を考える会は、事業主体を補完する立場にあるという位置づけと考えております。4点目は、本堂の修理は、事業主体の意思表示があればスタートはできますけれど、中止はできません。途中下車はできない事業であるということです。5点目、今回、議会のほうに請願が出されております連絡会、建設準備委員会となっておりますが、この会は寄附金を集める団体にはなりません。これだけは認識をしておいていただきたいと思えます。前回の屋根の補修の際に設置された修理委員会というものは、資金のチェックであるとか公正な事業運営、いわゆる入札という形をとっても業者はほぼ決まっていくとは思いますが、毎年度幾らのどういう工事をやるのかということをしつかりとチェックしていく、また契約等もチェックをしていく、そういう役割が課せられる委員会になるかというふうに思っていますので、そこではお金を集めるということは考えられません。あくまでも集めるとしたら民間が、住職が本来なら用立てしなければいけない分を集めていかれることをお手伝いすると。それしか、お手伝いをするというのはウインの立場でしかできませんということでもあります。

今申し上げたことを前提に、私として今、現段階でのお約束をしておきます。

まず1点目は、御嵩町文化財保護費補助金交付要綱に沿って、国・県の補助残の2分の1、これは要綱で決めております。必ずそれは確保をします。幾らであってほしいと思っております。2点目、事業が本格的にスタートしますと、現在のいわゆるマンパワーでは、担当者の

体制では不可能なことが多いだろうと考えておりますので、人的な体制、組織的な体制の強化はいたします。3点目は、事務手続、事務処理についても、ほとんど行政が代行するような形をとっていかないと、多分前には進んでいかないと考えておりますので、全面的にバックアップをいたします。

見られたかどうかわかりませんが、昭和58年、59年度に願興寺が屋根を直されたという記録がございます。いろんなコピーが出回っておりますけれど、多分こういうところからコピーをされたんだろうと思うんですが、これについても2年間で実施されたわけですが、願興寺としては5年間で、門から本堂までの左右にある建物や、いろんな構造物があったわけですが、その補修や建て直しをしておられます。全て自費で、4,385万円を当時の小川文甫住職が提供しておられます。本堂のみが県の重要文化財でありましたので、これは補助要綱にのってできたと。総事業費というのは3,000万円できているようであります。

当然、県の重要文化財に対しての補助要綱に沿って、県から単年度で、先ほど参事が説明させていただいたように、単年度で上限500万というところがありましたけど、2年がかりでおやりになりましたので、1,000万円の補助があったと。御嵩町は、その補助残が2,000万円になりますので、その2分の1を拠出しているということになります。

これは、今現在の鐘楼門、計画して、11月というのが一つのこの件に関してはキーワードになるかと思っておりますけれど、実施するに当たっての補助要綱、補助制度、仕組みがそのまま当てはまるものであります。3,000万のうち、最終的に事業主体である住職が1,000万円、住職からは基本的には5,000万円を超える資金の拠出があったわけでありまして、この1,000万円に対して、この中には寄附をされた方々の名簿があります。誰が幾らということもしっかりと載っています。名前のある方もあれば、ない方もありますし、非常に中身としては組織が多いなという感想を持っております。その団体というのが、この1,000万に対して802万円寄附をしておられます。そのいわゆる団体、個人、全て企業も含めて316の企業・団体、個人が寄附を出しておられます。内容を見てもみると、企業であるとか、こういうところも寄附金を出したのかなというところが出ておみえになりますので、今後これからの願興寺を考えたときに、ちょっと当てにできないなという部分もあります。そういう意味では、裾野を広げていかざるを得ないであろうということでもあります。そこをみんなで考える、そういう段階に来ているというふうに思います。

お金の問題ですので、いかにクリーンに、信頼していただいてやっていくかということが最重要でありますので、この事業についてはぜひ民主導で雰囲気ぐらいはつくっていただかないと乗り切ってはいけないということでもあります。

もう1点申し上げておきます。願興寺としても、しっかりとされたこれからの運営の方法を改

めて見詰め直していかなければいけないということも一つの宿題となっております。今回で修理のほううまくいったとしても、あとまた30年、40年先には何らか資金を要するような状況が出てくるかもしれません。左右の諸堂、先ほど4,300万円以上かけたと言いましたけれど、こういう資金についても、将来的に考えれば住職が用意できるとは限りませんので、これからどうやっていろんな方に応援していただけるのか。応援していただける願興寺のあり方というものについても、今後はしっかりと考えていっていただくということが、今回を機にしていいただかないと、願興寺そのものが風化していくものと考えております。

ちょっとまだスタートも切っていないと私は感じておりますので、もう見てはおれんというような状況になったら、私は一町民として、リーダーとして入っていくなり、指名をしてでも、機関車の役をやれる人間はいっぱいいますので、その人たちに頑張るようにお願いをしていくというようなことになるかと思っておりますけれど、現在頑張ろうとしている方、ぜひ頑張っていて、白旗を上げないようにしていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

〔1番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

町長、どうもありがとうございました。

私、最後の言葉が大変力強く思われましたけど、最終的に民の方の力不足でスタートが切れなかったときには、ぜひ何とか力をかしていただければ皆さんも喜んでいくと思います。

それと、私1つ勘違いしておったのは、この事業は、事業主体があくまでも願興寺さん本人にあると。民間で立ち上げた守る会とか、新しくこれからつくっていくであろう建設準備委員会なるものが事業主体になるかなあとも思っておりましたけど、違うということによく確認もとれましたし、わかりましたので、その後、行政側の方の準備はある程度、事業スキームも田中参事に聞きましたし、わかっておりますので、その団体がきちっとした形でスタートが切れるように、総論は願興寺は守っていないかんというのは御嵩町民としての責務でありますので、議員としてどんな形で協力できるかはわかりませんが、その後、私も含めましてみんなで考えていくという形にしたいと思っております。

時間もまいりましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで、高山由行君の一般質問を終わります。

続きまして、5番 柳生千明君。

5番（柳生千明君）

大変1番の方が長くかかったということで、私は休憩に入るかと思ったんですけど、続けるということですので、最初に言われたように簡潔・明瞭に行っていきます。

今回は名鉄八百津線跡地ということで、実はこの問題については、以前、元議員の早川議員が随分この場で一般質問等でやっておられましたけど、私も私なりにこの件について御質問させていただきたいと思います。

八百津線跡地整備と今後の計画ということですね。旧名鉄八百津線は、平成15年に町が所有して、その後、まちづくり検討委員会にて利用計画等について地元の意見を聞き、実現に努力をされ、昨年度、八百津線跡地施行延長582メートルを歩道として整備され、現在、地元の方々や中学生が利用されており、時には農道として利用されておるわけです。

しかし、この維持管理は伏見地区ふるさとづくり活動センターというところに管理作業を委託するのみで、平成23年第2回定例会にて、多分これも早川議員だと思いますが、一般質問の答弁の中で町長が、遊歩道の設置は介護予防目的であり、テストコースは1年間環境影響を見て、24年度から本格的事業を行いたいと言われておられましたが、何とも魅力に乏しく、ただ歩くだけの道であり、何ら工夫がいまだなされておられません。本年度、伏見児童館が改築されますが、この施設に健康的な設備を備えるに当たり、何か歩道に結びつける要素がないか。

さらに、兼山までの延線沿いには数々の史跡があり、またウォーキング道路としても利用価値があるのではないかと。また、児童館より北の整備がされていない。これも随分前から言われておりますが、付近住民においては周辺の畑への進入や、雑草や樹木が妨げとなっているために、みずから管理作業をしなくてはなりません。そのためにも兼山までの延長線の整備は早急に必要でないかと思われまます。

このことについても、地元に関心を持って対応すると言われておるが、今後どのように考えておられるかということをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、きょうが初答弁でございますので、心地よい緊張感のもと、一生懸命答えさせていただきますと思います。

それでは、柳生議員の名鉄八百津線跡地整備に関する御質問にお答えします。

御質問の趣旨は、伏見ふれあい遊歩道を児童館交差点から兼山までの整備に係る将来計画について、どう考えているのかであると思っております。

まず、現在の伏見ふれあい遊歩道整備に至る経緯及び現状を説明させていただきます。

旧名鉄八百津線軌道敷のうち、地域住民の散策などに資するため、平成25年度予算で約680万円の事業費をかけ、国道21号線南町道から伏見児童館までの延長582メートルを舗装したところであります。舗装後は、遊歩道として地域住民の散策、中学生の通学などに利用されていることは議員御指摘のとおりであり、管理面では地元有志15名で組織されたふるさとづくり活動センターと管理契約を締結し、年間2回程度の除草などをしていただいております。今後も、沿線の景観保全活動、遊歩道を利用したウォークイベントなどの開催も視野に活動される予定とのことであります。

それでは、御質問に答えさせていただきます。

伏見児童館交差点から兼山までの約600メートルの区間については、単に路面を舗装するのみでは終わりません。のり面の整備、舗装工事による排水施設の整備などが必要と考えられ、昨年度の事業費以上に大きな予算が必要となります。

次に、現在、伏見児童館改築工事が平成27年度オープンに向けて事業が進行中であります。筋力トレーニング設備を兼ね備え、新しく複合施設としての伏見児童館が開設されることにより、ふれあい遊歩道との一体活用が図られ、遊歩道利用者がさらにふえることが予想されます。

以上のことから、まずは伏見児童館、伏見ふれあい遊歩道の利用状況を注視していきたいと考えていますので、現在のところ、兼山まで舗装された遊歩道の延長整備計画は具体的にされておられません。しかし、現状のままではよしとは思っておりません。過去の一般質問に対する答弁と重複するかもしれませんが、例えば児童館、遊歩道利用者からのアンケート実施など、地域住民の方の意見を承りながら、引き続きこの問題を検討する姿勢であります。具体的な要望があれば、執行部としては真摯に対応するものであり、その折には、地域住民の声に一番接しておられる柳生議員にも御協力をお願いしたいと考えております。

最後に、未舗装箇所の雑草、樹木に係る御指摘につきましては、昨年同様、除草作業を実施することにより、付近の環境整備を損なわないよう努めてまいりますので、よろしく御理解のほどお願いするものであります。

以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

5番 柳生千明君。

5番（柳生千明君）

思ったとおりの回答でございました。

なかなか兼山までの整備は難しいということは、もう承知の上ですが、実はあの道は3年前

ぐらいでしたか、この地域で大雨が降ったときでも、ちょうどあの下に貸し店舗があったところに水が浸入したというような事態が発生しておりました。私もその場に行って、その店のくみ取りとか、そういうのを実施しておりましたので、特にあの排水路だけはできることなら早急に直していただかないと、今後もそういう大雨が発生するような状況にあるんじゃないかと思われま

す。あと遊歩道につきましては、地域住民の意見交換ということではありますが、この辺も具体的にどのような方向でやっていくかということも今後検討していただければいいかなと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで、柳生千明君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は10時20分とします。

午前10時05分 休憩

午前10時20分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開いたします。

なお、7番 伊崎公介君は、体調不良により午前の会議を退席するとの申し出を受けましたので報告します。

引き続き一般質問を行います。

10番 岡本隆子さん。

一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

10番（岡本隆子君）

それでは、お許しをいただきましたので、通告してあります大きく2点について、一問一答でお尋ねをいたします。

1つ目の質問でございます。

ふるさと納税をいかにPRして、町の地域振興を図っていくかという質問でございます。

ふるさと納税という言葉は、皆さん、もうお聞きになったことがあると思いますが、このふるさと納税というのは、地域間格差や過疎などによる税の減収に悩む自治体に対しての格差是正を推進するための新構想として、2008年、前安倍政権のときに創設された制度です。

正確には、納税とは言いますが、ふるさと寄附金であります。

このふるさと納税には幾つの特徴がございます。ふるさと納税をすると、多くの市町村で

は特産品や工芸品等、各地域のお礼の品がいただけます。それから、「ふるさと」という言葉がついていますけれども、生まれ故郷のふるさとでなくてもよいわけです。それから、ふるさと納税を行った場合に、その年の所得税と翌年度の個人住民税がそれぞれ控除されます。所得控除額、個人住民税ともに2,000円を超える部分について対象となるわけです。それから、この納税ですけれども、使い道を選定することができます。それから、1つの自治体だけではなくて、複数の自治体に納税をすることもできます。

昨今は、このふるさと納税につきましては、特典の豪華さがマスコミ等でも取り上げられ、ふるさと納税に対する人々の関心が非常に高まっております。豪華な特典やPRのたけたところは寄附額を大いに伸ばしています。しかし、税収を度外視した特典に批判の声も上がり、制度の乱用だという声も上がっています。ともあれ、ふるさと納税の制度は、地域のPRにつながることは確かだと思います。そして、税収以上の効果を上げているところもあります。

5月14日の朝日新聞では、その例が紹介されていきました。長野県阿南町では、ふるさと納税者に町内産のブレンド米20キロをプレゼントする試みを始めたら、納税額が1億4,000万になり、農産物の人気上昇に気をよくした地元の農家が耕作放棄地で米をつくり、前年比の2割増しの収穫となった、やる気に火をつけたということでしたし、また北海道の東川町では、ふるさと納税を株主制度と銘打って、町の宿泊施設の無料利用や旬の野菜などの特典をつけることにより、納税リピーターを3割ふやしています。

ほかにも、目先の町財政だけでなく、寄附金を未来を見据えたまちづくりに使い、人口増につなげている例も紹介されていきました。

岐阜県の笠松では、地元の29品から成る特産品を受け取ることができます。これにより、平成20年度に20人だった納税者は、25年度には3,550人になり、今年度はもう既に500人近くに上り、うち23%は昨年も納税したリピーターだということです。

全国のふるさと納税の現状を調査している福井県のふるさと納税情報センターは、財政を豊かにする当初の目的はもはや二の次で、地域のPRや移住のきっかけづくりの手段となっていると分析をしています。ふるさと納税を地域資源の有効なPR手段と考えれば、こんな便利なツールはないと思います。ふるさと納税で町の何をPRし、どのようにそれを地域振興や産業振興につなげていくのか。「天声人語」でも話題になっていましたけれども、制度は使いようであり、知恵と良識で使いこなすしかないわけでございます。

さて、御嵩町では、ふるさと納税は平成20年度17件、約190万、そして平成21年度13件、約75万、22年度21件、151万、23年度9件、68万、24年度26件、138万、25年度17件、150万というふうに推移をしております、大体20件前後、150万前後というふうな額でふるさと納税が推移しております。当町のお礼の品はといいますと、1万円以上はあゆみ館の手づくりクッキー

一詰め合わせでして、5万円以上になると「栗すだれ」2本か、「かにつこ」10個か、「舂五山茶」か、または御嵩町史のいずれか1個ということになっております。

御嵩町では、納税が始まった当初は、私の記憶では御嵩町史だけだったかなと思うんですけども、このお礼の品は多少はふえていますけれども、最初始まったときから漫然とといひますか、御嵩町の名物といえば「栗すだれ」「かにつこ」だろうということで、そういうお礼の品を送っているのではないかなあと思います。国民の関心が高まっている今、いま一度ふるさと納税について町としてどう考えていくのか、考え直す時期に来ているのではないのでしょうか。

さて、御嵩町では、特産品として「みたけのええもん」が認定されるようになりました。そういうものも活用しない手はないと思います。また、商工会や観光協会とのタイアップも考えられます。鬼岩温泉の入浴とランチの割引券などもいいと思います。

また、使い道については、環境保全事業、高齢者の福祉向上に関する事業、将来を担う子供たちの健全育成に関する事業となっておりますが、それらをさらに御嵩らしさを出すようなものに特化していくのも一つの手かと思ひます。各課からアイデアを出してもらひ、湿原の保全や木道づくり、中山道の整備などや、退職者の働く場の整備、子供たちの居場所づくりなど、そういうことに使えないのでしょうか。

以上で質問をもう一度まとめますと、ふるさと納税で町の何をPRし、どのように地域振興を図っていくのか。使い道についても、従来のもをさらに特化するようなものを考えていったらいかがでしょうか。

以上2点、お願いをいたします。

議長（加藤保郎君）

副町長 瀨瀬久美君。

副町長（瀨瀬久美君）

岡本議員の質問であります、ふるさと納税につきましてお答えをいたします。

まず初めに、ふるさと納税の実績についてでございますが、先ほど説明がございましたが、平成20年度から25年度までの6年間で納税総数104件、総額1,190万円となっております。制度創設以来、毎年納税をしていただいております方がお2人お見えになります。

ふるさと納税の意義、納税の動機につきましては議員の説明のとおりであります、私から2つのケースを説明させていただきたいというふうに思ひます。

まずケース1でございますが、両親が御嵩に住んでおられるものでございますが、使用目的を高齢者の福祉向上として、毎年納税をしていただいております。私も納税者のお父様を存じておるわけでございますが、こうした行動がとれるということは、やはり親の指導力によるところが極めて大きいと、このように思っております。

ケース2でございますが、他の市町村から御嵩町に勤務しているケース。これは御嵩町役場の職員でございますが、先ほど説明しました6年間の納税総数104件のうち、22%に当たります23件を占めております。

それでは、1点目の質問でありますふるさと納税で町の何をPRし、どのように地域振興を図っていくかにつきましては、これまでに加えまして、本年度、町行政の2本柱であります国土強靱化の理念である事前防災としての亜炭鉱廃坑跡防災モデル事業と環境モデル都市の取り組みを着実に遂行することで、今後の行政運営に幅広く波及効果が生ずるものと考えております。つまり、これらの取り組みに理解と興味を示していただきまして、ぜひ御嵩町に足を運んで、この目で見てみたいという気持ちを抱いていただければ、名鉄広見線の活性化や観光客の増加につながるようになります。

さらに、安全・安心で魅力あるまちづくりに取り組むことで生まれ育んだ故郷に関心が深まり、関心が深まることによって御嵩町に足を運んでみたくなり、足を運ぶことによって住んでみたくなる。そのようなふるさとへの関心から納税へ、納税から交流へ、交流から定住へと思いが深まります。結果的に若者などの定住、移住、加えて出生率の改善にもつなげていくということになるかと思えます。

2点目の質問は、ふるさと納税の使い道についてであります。

現在、御嵩町におきましては、寄附者の方が寄附の使い道を選択できるようにしております。先ほども説明がございましたが、環境保全、子供たちの健全育成、高齢者の福祉向上、そしてその他町長が必要と認める事業の4つの中から選んでいただいております。使い道である4項目の中の実施内容をより具体化させ、目に見える事業に使用し、御嵩町発展のため有効活用をさせていただいております。

これまでの6年間の寄附者の使い道の指定でございますが、子供たちの健全育成に関する事業、高齢者の福祉向上に関する事業、環境保全の順となっております。しかし、ここ2年の傾向といたしましては、子供たちの健全育成、名鉄広見線活性化が多くを占めております。

今後につきましても、貴重な財源であります納税者の意思を尊重し、投資効果が高いものを使用していきたいと、このように思っております。さらに、御嵩町の目指す環境未来都市関連事業への具体的な提案ができればと思っております。

質問にはないわけでございますが、記念品について少し述べさせていただきたいと思っておりますが、御嵩町では現在5品目となっております。制度創設以降、御嵩町の魅力アップにつながる素晴らしいものが商品化、またされつつありますので、記念品に加えていきたいと、このように思っております。

今後検討していくものとしましては、みたけ味噌などの「みたけのええもん」、ご当地グル

メコンテストかも1グランプリで見事1位に輝きました「みたけとんちゃん丼ぶり」、大豆の「中鉄砲」、そして米の「ハツシモ」などであります。早く具体化をさせたいと、このように思っております。

総務省は平成25年9月13日付で、ふるさと寄附金制度に関する事務の取り扱いについての通知を出しております。特産品の送付については、適切に、良識を持って対応してくださいという内容でありまして、これにつきましては、26年1月28日にも改めて同じ内容の事務連絡をしております。

ふるさと納税の記念品は競争ではありませんが、納税者がもらってよかった、来年も納税しようとの思いを駆り立てることができれば、記念品の贈呈は趣旨にかなう意義あるものと考えております。いずれにしましても、良識ある対応をしていきたいというふうに思います。

最後に、知恵と工夫がさらなるステップアップにつながるとの思いでふるさと納税事業を遂行することを申し上げながら、答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

御答弁ありがとうございます。

まずは、ふるさと納税については見直しをしようということだと理解してよろしいかと思いますが、いいですか。

それで、まず1つ目の質問ですけれども、何をPRし、どのように地域振興を図っていくのかというところで、2本柱の事前防災モデル事業、それから環境モデル都市のこういう事業について理解と興味を示し、来てもらって、見てもらえるようなことをアピールしたいというふうにおっしゃられるわけですが、やっぱりこういったことも各課にまたがるわけですし、それからどのようにこれをアピールしていくかということについては、相当な知恵を出して、そして実際これについて、来て、見てもらおうとなると、またまたよく考えないといけないことだと思いますので、こういうことについては各課にまたがることですので、いろんな課の上に立っておられます副町長がしっかり指揮をとっていただいて、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（加藤保郎君）

副町長 瀨瀬久美君。

副町長（瀨瀬久美君）

それでは、岡本議員の再質問にお答えをしたいと思います。

私が見て、実際御嵩町に足を運んでという部分は、特に思いとしましては、環境モデル都市の関係で、こういうものを見ていただいて、御嵩町の頑張りぐあいを見ていただきたい。

といたしますのは、5月8日だったと思いますが、日本創成会議という有識者会議が、全国の半数の自治体で20から30代の女性が2040年に半数になってしまうということの中で、御嵩町はマイナス44.3%、可児市がマイナス39.7%、そして美濃加茂市がマイナス12.1%というようなことでありますので、やはり御嵩町にいろんな施策をした中で、新聞であるとか、専門誌とか、そういうもので取り扱っていただきまして、やはりそういうものもPRしながらいくということではありますが、いずれにしましても、全てがまちづくりに関係することですので、当然全庁的に全て取り組んでいくということでもありますし、それにつきましては町長、そしてそれぞれ部長がおりますので、連携を図りながら取り組んでいきたいと、このように考えています。以上です。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

2番目は、上之郷地区における子育て支援についてでございます。

先般、議会主催で行いました上之郷地区での議会住民懇談会において、若いお母さんたちから、子供たちの遊び場が欲しいとの意見が出されました。

子供たちが保育園に入ると、多くの母親は勤めに出ます。子供が保育園に通っている間は延長保育等が利用できるのです夕方まで働けますが、子供たちが小学校に上がると、平日はまだよいとしても、長期休暇のときには子供だけ置いて働きには出られなくなってしまいます。また、上之郷地区は大変自然が豊かである地域ではございますけれども、実際に子供たちが遊ぶ場所となると、田んぼには入ってはいけない、川の近くは危険などとなると、思いのほか子供たちの遊ぶ場所が少ないことに気づかされます。

次世代育成支援後期行動計画、これですけれども、このところの御嵩町の現状においても、近くに遊び場がないと感じているという保護者は、上之郷地区においては就学前が86.0%、小学生では78.4%と、他地区と比べて突出してそう感じている保護者の方が多くおられます。

また、平成22年の第3回定例会の一般質問で、上之郷地区での放課後児童クラブの件を取り上げました。前にも申し上げましたけれども、町の次世代育成支援後期行動計画で、子育て支援サービスを上之郷地区では25.5%の利用意向があり、計画では、本年度、26年度には放課後

児童クラブの設置を目指すことが掲げられています。

そのときの平成22年の今後どう取り組んでいくかという質問に対して、当時、副町長が、公民館やボランティアとの関係も踏まえて、26年度までに方針を立てたいというふうに答弁をされました。国の方針も、学童保育を30万人拡充するとの報道がなされています。学童保育を充実させることで女性の活躍を推進するとともに、少子化対策につなげる狙いがあるとのことでございます。

そこで質問に入らせていただきます。

まず、これまでにどのような協議がなされてきましたか。

2番目に、今年度中には方針を立てられるということでもございましたけれども、現在はどうようにお考えでしょうか。

3番目としまして、当面の問題として、ことしの夏休みが控えているわけでございますけれども、どのように対応を考えていらっしゃるでしょうか。

4番目として、公民館を子供たちが自由に使えるようにしてほしいとの要望がありますけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか、御答弁をお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

それでは、岡本議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、子育ての基本的な考えを述べさせていただきます。

平成22年の岡本議員の御質問に、子育てとは、本来保護者を中心として家庭で子育てをするのを基本に、そして地域で支え合う体制こそが理想の姿と考えますと、当時の教育参事は答弁しております。現在も、この考えは変わっておりません。

それでは、今回の質問の1番目、これまでにどのような協議をされてきたかについてでございますが、まず初めに、保育所の空き教室を利用しての放課後児童クラブの設置について、福祉課とも協議してまいりましたが、上之郷小学校から離れていることから、交通事故等の危険が伴うなどの理由で、学校敷地内での設置が望ましいのではないかとというような結果になっております。

学校教育課におきましては、平日の対応としまして、スクールバスを利用して、上之郷小学校の児童が御嵩小学校区放課後児童クラブに入部できるよう規定の整備の協議を行いました。上之郷小学校は他の学校と比べ、スクールバスの関係から下校時間が遅いことなどの理由から、実現には至っておりません。

また、長期休暇時の季節児童クラブ設置はできないものかの検討もしてまいりましたが、指

導員の問題や財政的な問題で実現には至っておりません。さらに、公民館活動の視点から、長期休暇期間中の子供の居場所づくりの協議も行ってまいりました。

次に、2点目の次世代育成支援後期行動計画では、平成26年度には3カ所開設が目標とされているが、どう考えているかにつきましては、今年度は議員御指摘の次世代育成支援後期行動計画の最終年度でもあります。今まで放課後児童クラブ設置や公民館活動の視点からの子供の居場所づくりの検討を行い、努力はしてきましたが、目標達成には至っておりません。

現在、来年度から始まります子ども・子育て支援事業計画の策定作業が福祉課で行われています。

昨年度、福祉課におきまして、就学前児童保護者及び小学生保護者を対象とした子ども子育て支援に関するニーズ調査を実施いたしました。上之郷地区におきますこのニーズ調査の放課後児童クラブ関係調査結果は、対象者64人中54人から回答がありました。「できれば今後利用したい」は18.5%、約10名、「今後も利用する必要はない」は70.4%、約38人でした。この調査は、入部基準の家族構成などの細かな項目は調査対象となっていないので、改めて教育委員会で早急に放課後児童クラブに関する調査を行い、引き続き設置の検討を行ってまいります。

また、冒頭でも述べましたが、子供は地域で育てるという観点からも、地域との連携を一層深めながら、公共施設などを活用した地域で育てる支援策を、関係部署とも連携を図り、検討をしていきます。そして、来年度から始まります子ども・子育て支援事業計画に反映して、上之郷地域の子育て支援の充実に、教育委員会としましても努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、3点目のことしの夏休みの対応につきましてでございますが、現在、当町の放課後児童クラブの入部状況は、6月1日現在、御嵩小学校区放課後児童クラブは2クラス80名定員、入部児童数は73名でございます。また、伏見小学校区児童クラブは40名定員、34人が入部しております。いずれも定員に満たっていない状況でございます。そこで、先ほど御説明をいたしました教育委員会独自の調査の結果を踏まえまして、夏休みなどの長期休みに、上之郷小学校区からも御嵩、伏見小学校区放課後児童クラブに入部できるよう、規定の整備を行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

最後に、4点目の公民館の一室を子供たちが自由に使えるようにできないかにつきましては、現在、上之郷公民館では夏休みの期間中4日間、午後1時から4時まで、和室、図書室、大ホールを小学生対象に開放していますが、指導員等の配置がなされていないことから、公民館事務職員及び館長で対応しているのが現状でございます。この開放日の日数をふやすことや開催時間の延長、さらには土曜、日曜の開放の協議を行ってまいりましたが、子供たちが自由に利

用した場合、館内で騒いだり、走り回ったりすることもあり、他の利用者に迷惑をかけることもあり、限られた公民館職員では対応できないとのことと、平成23年度におきまして、館内だけがをして救急搬送した経緯などから、今年度も前年度と同様の開放日となっておりますことを御理解ください。

なお、公民館などの公共施設の開放についての課題は、専任の指導員等の配置がなされていない状況下で事故などが発生したときの責任の所在でございます。この責任の所在が、自己責任での使用の徹底が図られれば開放は可能だと考えますが、いずれにしても、今後も教育委員会におきまして調査・検討していきますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、岡本議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

教育参事からの御答弁、ありがとうございます。

私は当初、この今回の質問ですけれども、これは今、教育参事にお答えはいただいたんですけれども、この次世代育成後期行動計画は福祉課のほうで出しているものでありまして、やはり福祉課と教育委員会との連携が欠かせないということから、実はもう少し上の方の御答弁をいただきたいと思ったわけなんですけれども、今回、参事がお答えくださいました。

まず何点か、ちょっとお尋ねしたいことがあるんですけれども、御答弁を聞いていますと、いろんなことが協議はされたけれども、上之郷地区での開催が非常に難しいという、ちょっと絶望的なお答えだったんですけれども、上之郷地区のお母さんたちが口をそろえて言われるのは、上之郷はすごく子供も少なく、いい環境だということと言われるんですけども、とても子育てがしにくいということを言われます。新しく井尻に何軒か住宅が建つけれども、こんなふうでは子育てをする若い人たちが来てくれるんやろうかということと言われますので、ぜひ子育て支援施策の充実を本当に頑張って協議していただきたいと思います。

まず参事がおっしゃったように、放課後児童クラブに関する調査を行っていただけるということでございますけれども、上之郷小学校は、御嵩小学校、伏見小学校と違いまして、下校時間が遅いと聞いております。ですので、1年生も学校で待っていて、みんな一緒に4時ぐらいに下校するということですので、平日の問題は、放課後児童クラブは夕方6時までどこかで面倒見てもらえるということもありますけれども、まずは土曜日と長期休暇、夏休みの問題が発生してきます。ですので、ただ単に放課後児童クラブに関する調査だけではなくて、どういったことを母親たちが本当に必要としているのかということ、福祉課と協力もしてい

ただいて、ぜひいろんな意見を吸い上げて、対応できるような調査をお願いしたいと思います。

それから、2点目の夏休みの対応ですけれども、とりあえず子供たちが何とか、公民館の地域子ども教室というのが非常に開催期間が短いので、本当ならボランティアの方だとか、いろんな方がかかわっていただいて、長く開いていただけるとありがたいわけですが、なかなかそれも難しいということですが、お母さんたちの声としては、公民館の、例えば上之郷ですと入ったところに和室がありますので、ああいうところを開放していただけないかということですが、やはり心配なのは事故ということで、誰がそれじゃあ見守るんだということも出てきますけれども、そういったことも一度ぜひ親と話し合いの場を持つなどして、本当に近々のことではありますけれども、何とか試験的にでも少し日にちを延ばすような取り組みをしていただけないかというようなことをぜひ検討していただきたいと思います。

この点について、副町長はいかがでしょうか。福祉課にもまたがることなので、ぜひ前向きな御答弁をいただきたいと思いますが。

議長（加藤保郎君）

副町長 額額久美君。

副町長（額額久美君）

それでは、岡本議員の質問にお答えしたいと思います。まず1点、冒頭で言われましたが、質問の答弁者の関係であります。答弁については、職員はみんな町長にかかわって答弁をしておるわけでありまして、誰が答弁をするんじゃないか、何を答弁するかというのが極めて重要であるということをお認めいただきたいというふうに思います。

それから、連携を図ってということですが、私も前副町長が申しておりますので、前副町長のもとにそれぞれの課が担当しておるわけですが、当然前向きに状況判断というか、現状分析した中で、ニーズ調査も含めて実施していくというふうに思います。

それから1点申し上げたいと思いますが、上之郷地区の関係でございますが、議員も御承知のとおり、高齢者の方が、上之郷地区にはそういうあつと訪夢とかふらっとハウスがない、また児童館もないというような中で、今あるふらっとハウス、それからそういうものじゃなしに、自由に自分たちが町のコントロール下でないものをやりたいということで、平成21年、22年ごろだと思いますが、植松議員も相談に乗りながら取り組んだという経緯もあるわけですが、残念ながら、町のほうも期待をしておったわけですが、現実できなかったということでもあります。

そうした中で、先ほど教育長のほうも子供というのは地域で育てるということを言われましたし、町長もやはり常に学校から地元に戻すというような視点も大事だということをおられますので、実は上之郷のJA跡地ですが、現在使用については白紙ということであ

りますが、第一義的には防災、御嵩町の災害時の拠点にすると。そして平常時は、いわゆるコミュニティ的なものに使っていくということの中で、何とか一つの方法として探りたいものは、放課後児童クラブの機能を全部持つんじゃないし、一部でも機能を持つものが防災センターにできないかというようなことを検討したいと思いますし、当然公民館の関係につきましても、議員おっしゃられますようにやはり管理責任がございしますので、それも含めた中で検討していくということが重要だろうというふうに思います。以上です。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

なかなか御指名がいただけませんので、自発的に手を挙げて、若干お話をしたいと思います。

2年ほど前に連合との話し合いを持ったことがあります。地域に近い方々が参加をされまして、亜炭鉱廃坑を見ていただいたりしたわけでありましてけれど、その中で、上之郷の若いお父さんがこう言われました。町長、上之郷は山も田んぼもいっぱいあるから、子供は遊ぶところがいっぱいあると思っているだろうと。でも、子供の遊び場というのはないんですよという指摘を受けました。確かに上之郷には、思いつくところでいえば、綱木の交流センターぐらいしかないわけですね。小さいコンパクトな公園を幾つかつくっていくというのがやはり町民のニーズなのかなということ、そのときに初めて、目からうるここというような形でわかりました。

ぜひ議員の皆さんにもお薦めしたいと思いますが、愛知県の長久手市、名古屋インターのすぐ近くですので、すぐ行って帰ってこられると思いますけれど、ゴジカラ村というのがあります。ゴジカラ村には保育園から特別養護老人ホームまでございます。その中に一つ、子育て支援の関連の施設があります。子育て支援の関連で補助金交付を受けようとしたら、これはだめだと、資格のある人がいないからということで、発想の転換をされて、老人の生きがいセンターみたいな形で、高齢者の生きがいということでその施設をつくった。そこでは赤の他人の子供を預かって、昼間、本当にこの子はどなたのお子さんですかというような、若いおばあちゃんが背負って、1日面倒を見ておられる。当然非常に安いんですが、有料です。出てきた日数、時間で毎月給料は違いますよということで、ただ高齢者というのはお金の問題ではなくて、基本的には自分の使命感の問題になってくると。これが生きがいにつながってくるということで、発想の転換を少しすれば、そうしたことは可能だと。

現段階では、私と教育長とはちょっと考え方が違います。教育長は、やっぱりけがをさせてはいけないという、教育者としての最低限のそうした危機感を持っていますので、学校からは出したくないということを考えているようでありますけど、私はJAの施設、今副町長が答弁しましたように、防災が基本ではありますけれど、そうした地域でお年寄りも生きがいにつな

がるようなもの、子供が安全に遊べるような、そんな施設が究極として目指せたらいいものになるのではないのかなということイメージとして持っておりますので、一度時間があるときに、個人で行っても対応していただけますし、予約をしておけば、NPOのボランティアの方が案内をしてくれますので、見てくることも大切かと思っておりますので、お薦めしたい施設であります。紹介をいたします。

ということで、いろんな方法がこれからあるかと思っておりますので、知恵を持ち寄るということで、何とか上之郷地区においては子育てのしやすい地域、御嵩町で一番そういう地域なんだということがアピールできるような状況に持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

町長からも御答弁いただきまして、ありがとうございます。

まさに、本当に上之郷のお母さんたちが公園が欲しいとおっしゃっていて、遊具がちょこっただけあって、公園があれば、子供にそこで遊んどりゃあよと言えばそこで遊べるような、そうすると5時、6時ぐらいまでそこで遊べる、そんな公園が欲しいということを実におっしゃってみえましたので、私、最初は本当に、上之郷に何で公園が要るんやろうとずっと思っていましたけれども、やっぱり今回のことで本当にそういうふうに思いました。ありがとうございます、町長。

先ほどの件ですが、確かに地域で子育てということで、それが理想なんですけれども、やはり責任の所在問題というのがどうしても発生してくるということから、ボランティアの方が朝から晩まで公民館の一室で面倒を見るなんていうことはなかなか難しいことだとは思いますが、まずは第一歩として、実験的にこの夏休み、何とかもうちょっと日数をふやせるような方向で、保護者の方との話し合いの場を持つなどしていただけるようなことを考えていただけるのか、最後にこの点だけお尋ねをして終わりたいと思っておりますので、御答弁をお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

それでは、ことしの夏休みの関係でございますが、上之郷公民館での開放の4日間というのは、もう既に事業計画で公民館のほうから上がってきております。今現在、その日数をふやす、時間数をふやすというのは、非常に公民館職員、公民館委員の方々とも話をしていかな

やいけないものですから、難しいとはいいましても、やはり上之郷地域の子育て支援という観点からも、一度公民館のほうへおろして協議をしていきますので、よろしく願いをいたします。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

大変御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

議長（加藤保郎君）

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

続いて、6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

ただいま議長からお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。

私の今回の質問につきましては、町有地の有効活用と上之郷西部、30年ほど前にあった計画なんですけれども、その現状についてと今後についてということの2項目であります。

ただいま岡本議員からもちょっとお話があったわけなんですけど、5月16日に上之郷公民館におきまして議員懇談会を開催いたしました。その内容につきましては、上之郷の地域の活性化につながる事業や、現在進められている事業について御説明を申し上げて御意見をいただいたと、こういうものであります。

初めに、町有地の有効活用についてであります。

この質問につきましても、この懇談会の折に御意見をいただいたものでありまして、リニア中央新幹線新設計画を機に、町有地の有効活用の方向性を確実なものとしまして、地域の活性化につなげてほしいというものであります。

町有地の場所でありますけれども、場所は美佐野押山地区であり、ここにバブル経済期に計画されましたゴルフ場でありますけれども、これが崩壊後の不況が原因で計画が頓挫したものであります。このゴルフ場開発事業者の特別土地保有税、1億800万だったと思いますけれども、これの滞納から、さまざまな経過はありましたけれども、平成19年3月の議会におきまして、開発業者からは税法どおり税を町が徴収し、町は開発事業者の所有する土地を適正な価格で町有地として購入したものであります。簡単に言いますと、土地を物納として約12万3,000平米、4万坪でありますけれども、この土地が町有地としまして、美佐野押山地区に民有地、私有地と混合した中で残ったことになっております。当時の選択としましては、税の不納欠損

ということで、町に何も残らないことになるよりは、今から思いますと、町としてこの土地が残ったことについては、結果としてよかったかなと思っております。

当時、この議案のときに町長でありますけれども、この土地は、土岐インターチェンジに近く、アクセスもよいということで、研究開発の拠点、あるいは工業団地として、御嵩町の将来にとって有効に活用できないか、その可能性について探っていきたい、ベストな利用案を考えている、こう答弁されております。

その後、2027年の開業を目指しますリニア中央新幹線の通過ルートが平成23年に概略、昨年の4月だったと思っておりますけれども、詳細なルートが公表されました。そのルートでは、この町有地の真下をリニア新幹線が通過するものであります。一部につきましては開口部を通過するものもありまして、当然この土地が、一部につきましては用地になることも考えられます。今後、トンネルの掘削には約8年が計画されているようで、その残土処理に対処できる準備も必要であるかと思っております。全ての土地が町有地ではなく、民有地もあることから、土地の地権者や地元の住民の方との協議も必要になってくると思っております。

当初の計画どおり、研究開発の拠点、あるいは工業団地として、御嵩町の将来にとって有効に活用できる方向性について、またJR東海との協議などについて、あればお伺いしたいと思います。

次に、上之郷西部開発についてであります。

今から30年ほど前になってくるかと思っておりますけれども、昭和60年ごろ、御嵩町第2次総合計画の中で、上之郷西部の井尻、谷、一部小原にもかかりますけれども、山林につきまして住宅地域指定されました。これは、土地利用による人口増加によって地域の活性化を図るものでありまして、当初計画では、当時の上之郷の世帯数500ちょっとあったと思っておりますけれども、それと同じぐらい、550戸ぐらいの宅地造成が計画されておりました。その規模は、全体ではまたふえてくると思っておりますけれども、約10万平方メートル（約3万坪）で、開発事業者によりましてほとんどの土地が買収されております。トヨタホームと一部トヨタ自動車になってくるかと思っておりますけれども、ただ、全部が買収できずに計画は頓挫し、今現在に至っております。その後、新丸山ダム資材運搬線として道路が新設されまして、供用も開始されましたし、御嵩町を東西に結ぶ国道21号のバイパスや東海環状自動車道などの開通によって、名古屋市や豊田市などの中京圏へのアクセスは本当に1時間を要しなくなったということで、道路事情も当時とはかなり違ってきております。

ことし3月の定例会で、高山由行議員の人口増加策の一般質問の中で、町長は、この地域に住宅団地造成の計画があれば積極的に後押ししたいと答弁されております。この地域は、住宅には最適な南向きの環境にある土地でありまして、御嵩町は昨年3月に、低炭素社会の実現に

向けた取り組みを進めていく環境モデル都市に選定されております。相手のあることではありますけれども、開発事業者の宅地造成計画を待つのではなく、例えば一步踏み込んで、環境に優しい太陽光を利用したものに特化した、最初は小規模でもよろしいと思いますけれども、50戸ぐらいの団地造成とかをトヨタホーム、トヨタ自動車に提案し、これを地域の活性化につなげていくことも必要と考えますが、この2点について、町長に現在の見解をお聞きしたいと思います。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

山田議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まずは、町有地の有効活用についてということであります。

議員おっしゃったとおりであります。美佐野の町有地に関しては、土地開発業者の特別土地保有税の滞納分として、ある意味で相殺したというような形で取得したものであります。

私自身は、通常のそうした処理を考えてみますと、当時のメインバンクがよくそうしたことを認めてくれたなど。そういう意味では、メインバンクに対しては感謝を申し上げたいと思っております。通常ですと、計画が破綻したその時点では、民間を優先する形で補償がされていきますので、結果的に言えば、御嵩町は不納欠損という形で処理をするだけのものではなかったわけですので、そういう意味ではお金にはなりませんでしたが、基本的にはそれに値する、それに近い金額の土地を取得できたという意味で、最悪の状況に至ることはなかったというふうに考えております。

私自身は、この土地に関しては、ほぼただで手に入れた土地、前の柳川町長もおっしゃっていましたが、基本的にはこれを売るとかお金にしようという考えはありません。最悪の場合、何か工場など進出してくれるのであれば、プラス・マイナス・ゼロでいいので、当然整地はしなきゃいけないわけですので、そうした経費だけが出ればいいのかなどという、そんな感覚で見えております。

ただ、このゴルフ場の計画地というのは、町が取得したその土地を基本に、個人の所有地、美佐野地区の共有地を含めて計画がされております。議員が御心配されているとおりでありまして、御嵩町としては、この町有地の有効利用というのは、民間の地権者とのいわゆる共同という形が必須であると考えております。町有地だけが開発できればいいという考え方はしておりません。美佐野地区の方々にも再三お願いをしたいということで、一緒にやりましょうよという意味でお願いをしているところであります。

議員の御指摘どおり、この地がリニア新幹線の計画コースに入っております。一部が、180

メートルほどトンネルで地上に出ると、車両は見えないということでもあります。

また、トンネルの出入り口、これは用地の取得が必要になってくるわけですが、これは民有地であります。民間の土地でありますので、これは土地を取得していくと。JR側が取得するわけでもありますけれど、この用地買収については御嵩町も協力をしなければいけないといひますか、地元との折衝等については、御嵩町側も先頭に立って用地買収をお手伝いしなければならぬという立場でありますし、来年度ぐらいからになるかと思ひますけれど、御嵩町として、リニア恵那事務所というものがありますけれど、ここへ職員の派遣ということも、私のほうが積極的に考へているわけではなく、既に県のほうからもアプローチが何回かありますので、こういう時期になりますよというようなことで、当該市町については、具体的に事が進み出すと、そうした人的手当ても必要になってくるというふうにお伺ひしておりますので、段階的にはかなり近くなってきたということが言えるのではないかなと思ひます。

本年4月16日に、県のほうの主要のリニア担当者との意見交換、情報交換をいたしました。昨日も促進期成同盟会というのがありました。議長と私の2人で出席をしてまいりましたけれど、情報としてはこれまでと余り変わらないということでもあります。県のリニアの主要の担当者とのお話の中で、また6月6日の新聞でも出ておりましたけれど、リニアの残土については、具体的な利用方法というのはまだ何も決まっていない、処分地については具体的に決まっていないということでもあります。昨日の話も、同じような話でありました。

ただ、現段階では県を窓口として、各市町については、要望があれば県からJR側に伝えていただくと、県の要望として伝えていただくということになっておりますので、まだ直接的にJR東海との協議の場というのはございません。ただ、1年に1回か2回は当然顔を合わせて話し合いをするという場がございますので、そういうところでも私どもの考へ方を述べておるところであります。そういう意味では、大量な建設残土の行き場はまだ決まっていないということでもありますので、いずれ何とかしなければいけないということになり、御嵩町は、これについては県を通じて手を挙げているという状況にあります。これだけ積極的といひますか、具体的に手を挙げて、残土の容量まで含めて提案しているのは、多分全国でも御嵩町ぐらいではないのかなというふうに考へております。

ただ、最近お伝えしておりますのは、御嵩町としても無条件で残土の処理をお引き受けするということは申し上げてはおりません。拙速に事を運ぶということとはしなかつもりであります。状況が動き出せば、必ず反対意見や、また懸念する意見が出てくると思ひますので、こうした案件についても丁寧に取り組むという姿勢は崩してはならないというふうに思っておりますので、ある意味、御嵩町にもそれだけの時間が必要ですよということを先方にはお伝えしてあります。それをどれくらい重きを置いて考へていただけるか、これについて問題点が出てくるかも

しれない。JR側のタイムスケジュールと御嵩町側のタイムスケジュールがぴったりと合うところに今はないというふうに考えております。厳しく言うなら、お断りをするのもございますよという伝え方をしております。

現段階ではいつとは申せませんが、一応今年度中に大きな動きがリニア側からあるのではないのか、いよいよ直接交渉をする場に入っていくのではないのかなど、そうした節目が来ると考えております。情報が入り次第、議員の皆さんにもその情報についてはしっかりとお伝えしてまいりたいと思っております。

私は、基本的に以前から、JR東海とはリニア中央新幹線についてはウイン・ウインの関係でありたいということをお願いしております。両方が困った、何か恩を着せるという話ではなくて、両方にとってよかったと言えるような活用方法があるのではないかとということで、JR側にもその言葉は伝わっていると思います。ウイン・ウインの関係で行きたいと、そのように考えております。

次に、上之郷の西部開発についてお答えをいたします。

質問の開発計画につきましては、平成10年8月に自己破産をいたしました菱和建设株式会社、トヨタホーム愛知株式会社、トヨタ自動車株式会社、この3社によって平成2年6月6日に計画申請されたものであります。分譲住宅戸数、予定として559戸、開発面積が31.4ヘクタールであります。丸山ダム資材運搬線によってつながる、いわゆる小和沢の産業廃棄物処分場並びにこの住宅団地開発という2つの巨大プロジェクトが同時進行していたという時期にあるかと思えます。

これは、上之郷地区にとっても、むしろ御嵩町にとって実現していただきたかった計画であります。559戸といえども、平均しても1,500人とか2,000人の人口がふえるということにもつながりますし、ありとあらゆる部分で御嵩町にとってはプラスになったので、上之郷地区の人口増というのが自然にできたということもありますので、本当に残念な結果に終わっていると言わざるを得ません。

当初の工事の完了目標は、平成8年10月を見込んでおりました。しかし、一部の地権者の同意が得られないということ、また先ほど平成8年に自己破産したと申しあげましたが、バブル経済が崩壊したということも大変大きく影響したと考えております。

平成12年に、丸山ダムの資材運搬道路施工が実施される運びにだんだん近づいてきた中で、資材運搬道路との協力を各所覚書をつくらうというアプローチをしておりましたけれど、残念ながらトヨタ自動車株式会社の社長印がいただけなかったということもあり、平成13年7月25日、全ての申請書類の返却願が提出され、この計画はその時点で日の目を見ないまま終了したということになります。

今回調べてみますと、用地買収は実はほとんどされていなかったという状況にあります。トヨタホーム名義の山林が約6ヘクタール、多分実測はその倍ぐらいあるんじゃないのかと言われておりますけれど、6ヘクタールがその三十数ヘクタールの中に点在していると、虫食いのような状態にあります。そうした残り方をしておりますので、基本的には50戸の住宅開発すらできないというのが現状であります。また、トヨタ自動車についても、トヨタホームについても、この土地を所有しているという認識すらなかったと。今回を機に聞いてみましたら、そんな土地があったのかという状況であったようでありますので、完全にこの計画自体が記憶のあなたに押しやられて、記憶している人がいないというような状況かと思えます。

ただ、御嵩町の立場としましては、住宅地の開発用の山林としては、御嵩町が全面的に協力したい一つのエリアであります。そう位置づけておりますので、今後民間の企業が、開発会社からそうしたアプローチがあるとしたら、積極的にかかわりつつ、実現できるようなものにしていきたいという願いは持っております。これを表向きに申し上げれば、今動き出すかといえ、どうもそうでもないというような現状でもありますけれど、将来を見越した上で考えていくとしたら、この地は住宅開発用の地にしたいと、山林なんだということは、いろんなところでこれから発言していきたいというふうに思います。

ただ、前回のように、本当に一部の方が反対とおっしゃると、こういうものは話がとんと進まなくなりますので、地域の方々が、将来自分たちのためにもなるんだという考え方を持って取り組んでいただけないということが一番大切なことになるかと思っておりますので、その点についても地域の方々と話をしながら、地権者を洗い出しながら、まとまりができるのかできないのか、それも確かめながら、今後促していきたいというふうに思っております。

可児川より北の部分で大きい開発をすれば、この井尻の住宅団地だけだと。あとは森の中に優しく小さく存在するような建物ができれば、それで十分だと。上之郷地区は御嵩町にとって宝物だということをずうっと言っておりますので、この件につきまして具体的に進むのであれば、唯一の大型の開発事業になるかと思っておりますので、可能性は捨てないようにしながら、頭の中にはしっかりと位置づけておきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

6番 山田儀雄君。

6番（山田儀雄君）

ただいま町長のほうから、押山の件につきましては、今年度中にJR、県を通してかもしれませんが、協議が始まってくるということでもあります。

私も、これ29日に締め切りがあつて、その後、先ほどおっしゃったように、6月6日に残土の話がかなり出てきまして、一番出るのが岐阜県ということで、1,200万立方メートルの残土が出るということで、基本的には、JRは何か立て坑を50メートル掘って、ルートの方へ横を掘っていくと、こんなことも新聞に出ていましたけれども、押山地区を見てみると、開口部があるということで、何かその辺が素人目に、出してくるのは簡単なのかななんていうことも思いますし、町長、手を挙げておみえになるということで、また範囲も含めて、いろいろな関係で有効に使っていければ、今2割強が岐阜県で使っていくということで、あと7割ぐらい残っているという話の中で、その辺を考えて、あそこの部分について、民有地もありますけれども、この機会しかないのかなという思いもありますので、何とか前向きに進めてほしいと思います。

あと、2番目の井尻、谷にまたがる住宅地の造成でありますけれども、私もちょっと勘違いしてまして、ほとんどの部分が用地を買われているのかなという思いがちょっとあったんですけれども、50戸を建てるにもちょっと四苦八苦というような話なんですけれども、あそこは今おっしゃったとおり、考えてみると一番住宅に適している、こんなふうに思っておりますので、これも相手のあることなので先が読めませんけれども、先ほど積極的に協力したいエリアということもおっしゃってましたので、何とかそういう話があればお願いしていきたいと、こんなふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで、山田儀雄君の一般質問を終わります。

続きまして、9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

議長にお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

30分もあれば十分かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

地域包括ケアシステムの構築への取り組みについて、1点お尋ねをいたします。

国は、団塊の世代が75歳以上となります11年後、平成37年（2025年）をめどに、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めております。御嵩町におきましても、最重要施策の一つと考えております。

このシステムは、高齢者が住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、さまざま団体、事業所、地域が高齢者を支える仕組みのことです。その中であって、特に医療と介護の連携は不可欠であり、これまでどちらかといえば、高齢者を見る視点は介護の側に重きが置かれておりました。しかし、医療の側からの視点を取り入れていこ

うとするのが、この地域包括ケアの大きな取り組みの一つです。

お伺いをいたします。医療と介護の連携について、現在の状況、また今後の取り組みについてお答えください。

2つ目に、実態調査、ニーズ調査は実施をされておりますでしょうか。次の項目につきまして、わかる範囲でお答えをお願いしたいと思います。

認知症高齢者の2025年度へ向けての推計はどうでしょうか。また、生活習慣病の患者数の推移についてはどのようになっておりますでしょうか。また、高齢者世帯、独居世帯の実態と将来推計はどのようでしょうか。また、介護要支援、要介護の需要予測はどのように考えておられますでしょうか。

3点目に、現在行われております第6期介護保険事業計画の策定作業におきまして、5期までの総括がなされておりますでしょうか。保険料は他の市町村と比較して、どんな状況でしょうか。また、3年間の見通しに加え、2025年までの中・長期的なサービスの量や保険料は適切に推計されておりますでしょうか。

4点目に、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、この地域包括ケアシステムの構築は重要であり、高齢者の進展状況は地域によって大きく違いがあります。保険者であります市町村は、地域の自主性や主体性に基き、地域の特性に応じ、つくり上げていくということが大切であります。

最近の報道でございますように、認知症不明者も昨年は1年間で1万人を超えるような現実がございます。また、先日の新聞には、我が町の徘徊高齢者SOSネットワークほっとねっとの取り組みが取り上げられていました。認知症対策は、御嵩町においてももしっかり取り組んでいただいているというふうに感じております。また、認知症サポーター講習も実施をされており、今後も町全体がお年寄りに優しいまちになっていくと考えております。さらなる認知症対策として、認知症カフェのような家族に対する支援についてはどのように考えてみえますでしょうか。

このように、11年後を想像してみますと、私自身も70歳になります。支えられる立場か、支える側か、どちらかなわけですが、お互いさまという互助の精神で暮らしていけたらと思っております。したがって、他人事ではなく、私たちの暮らし、また生き方をどのようにしていくかという問題であると考えております。御嵩町で暮らし続けるために、すばらしいケアシステムができることを願って質問をいたしました。御答弁、よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

民生部長 田中康文君。

民生部長（田中康文君）

それでは、大沢議員の御質問にお答えをいたします。

まず答弁に入ります前に、最初にお断りをさせていただきます。

御質問のうち、第6期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画に係る御質問につきましては、現在計画策定途中でありますので、御質問に回答できない部分も多くありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

大沢議員からの御質問は、地域包括ケアシステムの構築についてであります。

本年5月15日に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案、通称地域医療介護総合確保推進法とありますが、衆議院を通過し、参議院に送られており、今通常国会で法案成立の見込みであります。

この法案は、介護保険法や医療法など、19の法律を一体化したもので、改正の主なポイントは、新たな基金の創設と医療・介護の連携強化、地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化、医療事故に係る調査の仕組みなどです。その中でも、特に超高齢化社会を迎える中で急激に増加する医療と介護の需要に的確に対応し、高齢者が住みなれた地域で必要な医療、介護、生活支援のサービスを受けられる地域ケアシステムを構築することが柱となっています。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けていけるように、利用者の必要に応じて住まい、介護、医療、介護予防、生活支援のサービスを一体的、継続的に進めていくシステムのことであります。

御嵩町では、地域包括ケアシステムの構築はこれから取り組んでいくこととなりますが、その前段階の施策として、認知症対策、介護予防施策、生活支援や地域ケア会議などを実施してきております。

1番目の御質問であります地域包括ケアシステムの中で重要な位置づけとなっています医療と介護の連携については、高齢の方の個別の課題解決に向けて、その人の抱えている問題やニーズについて、医療関係者や介護サービス事業者、民生委員・児童委員、自治会、介護者、行政職員など、多種多様な人々に参加してもらい、さまざまな視点での地域資源の発見、新たなサービスの活用やサービスの見直しにつなげるなど、高齢者の生活の質の向上や自立支援を図ることを目的に、地域ケア会議を平成25年2月に開催しております。この会議は、平成24年度に1回、平成25年度は地区別で7回、地域ケア個別会議として2回、今年度も地域ケア個別会議を1回開催しています。今後、この会議をベースに、医療と介護の連携に向けて発展させていく必要があると考えております。

地域医療介護総合確保推進法が成立され次第、具体的なことについては、国より市町村に対してガイドラインが示されると聞いておりますので、具体的にはガイドラインが示された段階

で、町として整備していかなければいけないものとしてどのようなものがあるのか、どこまでが対応可能であるかなど、さまざまな課題や問題点が明確になってくるものと思います。その段階では、議員の皆様にご相談等を申し上げることもあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

2番目の御質問であります実態調査、ニーズ調査については、今年度策定予定の第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基礎資料とするため、一般高齢者、在宅認定者、施設利用者を対象とした3種類の調査を実施いたしました。

一般高齢者の方につきましては、無作為抽出による1,600名を対象に、在宅認定者及び施設利用者の方につきましては、平成26年1月1日現在で要支援・要介護の認定を受けて居宅で暮らしている方745名、介護保険施設を利用している方135名を対象に、1月28日から2月12日の調査期間で、アンケート形式で郵送配付、郵送回収の方法で調査を実施いたしました。今後、実態調査の結果から見えてくる課題等も踏まえた計画づくりを行ってまいります。

なお、この調査内容につきましては、先日、5月21日に開催しました御嵩町高齢者福祉計画等策定委員会で報告し、御承認いただいたところであります。

御質問の認知症高齢者の2025年推計、生活習慣病の患者数の推移については、推計途中であります。

高齢者世帯、独居世帯の実態ですが、5月1日現在の高齢者世帯と高齢者独居世帯の合計は、上之郷地区142世帯219人、御嵩地区307世帯455人、中地区473世帯741人、伏見地区325世帯530人で、町全体の高齢者だけの世帯は1,247世帯1,945人で、御嵩町の世帯全体の17.7%、人口の10.3%となっています。将来推計につきましては、作業中であります。

要介護・要支援の状況ですが、5月1日現在の介護認定者数は、要支援1が75人、要支援2が100人、要介護1が181人、要介護2が156人、要介護3が124人、要介護4が114人、要介護5が111人、合計で861人です。65歳以上に占める介護認定率は17.0%となっています。今後も人数、割合ともふえていくと予測しますが、数値的などは作業中ですので、よろしく願いいたします。

3番目の質問であります第5期までの総括ですが、御承知のように、第5期計画は平成24年度から平成26年度までの3カ年の計画であり、計画期間中でありますので総括はしておりませんが、現在の計画での反省点、改善点などを踏まえ、第6期計画に反映させていくことが大切であると考えております。

次に、御嵩町の保険料ですが、第5期計画は県内36保険者団体中14番目の4,800円となっています。県内平均4,749円より若干高い料金となっています。参考までに、一番高い保険者は揖斐郡広域連合で5,400円、一番安い保険者は東白川村で3,000円となっています。第6期の保

険料の設定はこれからの作業となりますので、よろしく願いいたします。

この第6期計画は、平成27年度から29年度までの3カ年の計画ではありますが、団塊の世代が後期高齢者であります75歳となる2025年を見据えて、将来のサービス量や保険料を適切に推計することが重要ですので、そういうことも考慮しながらの計画づくりとなります。

4番目の御質問であります認知症対策ですが、国においては、平成22年度に介護保険制度を利用している認知症の方280万人が、2025年（平成37年）には470万人になると推計しております。当町においても、間違いなく認知症の方はふえていくものと思っています。

今後、認知症対策も非常に重要な課題になると考えており、当町においては、議員御指摘のように、徘徊高齢者SOSネットワークの取り組みや認知症サポーター養成講座、子供のためのキッズサポーター養成講座、認知症に関する講演会や映画の上映会など、認知症対策に取り組んでいるところであります。

今回御提案いただいた認知症カフェですが、認知症施策推進5カ年計画に認知症の人やその家族等に対する支援ということで記載されている事業で、認知症の人と介護をしている家族が気軽に集える場、安らぎの場を提供することにより、認知症の人にとっては、みずから活動し、楽しめる場所、家族の方にとっては、わかり合える人と出会う場所、専門職の方々にとっては、本人や家族の日ごろの悩みの相談を受け、家族だけで問題を抱え込まないよう不安の軽減につながることでできる場所、地域住民の方々にとっては、住民同士の交流や認知症への理解を深める場所として機能することができるということで、認知症対策事業として、特に本人とその家族にとって、とても有効な施策であると考えております。

認知症については、お一人お一人により症状や進行ぐあいが違うので、一概に統一的な一くくりの対策ではうまくいかないと考えております。御提案をいただいた認知症カフェを含め、今まで以上にさらに認知症施策の研究を進めながら、どこまで対応が可能であるのかや、町の施策になじむものとしてどのようなものがあるのか、独自の施策としてはどのようなものがあるのかなども考えながら実施していく必要があると考えております。大沢議員からもよい御提案をいただければ、柔軟に対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

高齢者等が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けていけることができるよう、今後とも御指導、御支援をいただければ大変ありがたいと思います。

以上で、大沢議員への答弁とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9 番（大沢まり子君）

ありがとうございます。

まだ途中ということの、作業中であるということの御答弁もたくさんございました。また明確になり次第、教えていただきたいと思います。今後この包括ケア法案が通りましても、地方と都会との違いがあります。御嵩町にとっての特色あるようなシステムになっていったらと思いますので、また国に対して、こんな施策が欲しいというようなことがありましたらおっしゃっていただいて、私たちも地方議員として、国のほうにも現場の声を届けていきたいというふうに考えております。

また、一例ではありますけれども、三重県桑名市においては、昨年12月に地域包括ケアシステム推進協議会条例というのを制定されております。現在、この条例に基づいて、学識経験者の方や、住まいや生活支援、介護医療や予防に関する団体の代表の方で構成されている協議会が定期的開催をされ、高齢者の自立支援につながるサービスの提供について、多角的な議論が活発に交わされているとのことであります。

御嵩町においては、ケア会議というのを一生懸命取り組んでいただいていると思いますけれども、このような先進的な取り組みを参考に、10年後、20年後の安心のために、御嵩町の実情に合ったシステムづくりに取り組んでいただくようお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

議長（加藤保郎君）

これで、大沢まり子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は13時とします。

午前11時47分 休憩

午後 1 時00分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

なお、建設課長 伊左次一郎君は、他の公務により退席するとの申し出がありました。

午前に引き続き一般質問を行います。

3 番 安藤雅子さん。

3 番（安藤雅子君）

お許しをいただきましたので、質問いたします。

午前の質問でもお2人の議員が触れられましたが、5月16日に上之郷で議会と住民の懇談会を行いました。20名を超す方々に参加していただい、いろいろな御意見を聞かせていただきま

した。

本日、私はそのうちのJ A跡地の有効活用について質問をさせていただきます。

1つ目に、25年3月議会で、上之郷地区活性化事業としてのJ A跡地の土地取得を認めました。その折、住民から3通の要望書が出されましたが、消防団からの詰所と車庫の移転以外は、土地利用を地域の活性化につなげることを望む要望書でした。防災コミュニティーセンターが上之郷地区の活性化にどのようにつながるのかをお尋ねします。

2つ目として、25年3月の施政方針の中で町長は、跡地の利用をさまざまな角度から検討したと言われましたが、どのようなメンバーで、どのような議論がなされたのか、十分な検討であったのか。

また、本年度の当初予算では、設計費1,998万円が計上されています。基本設計をしてから住民の意見を聞き、具体的内容を練ると聞いていますが、懇談会でも、設計ができてから言っても遅いのではないかと。どうせ言っても聞いてもらえないのではないかとという意見もありました。防災センターがふさわしいのかというところからの議論を検討する余地はあるのでしょうか。

これからの上之郷を担っていく若い人たちの意見もしっかりと聞いていただきたいと思いますが、住民からの意見の聞き取りはどのように計画をしてみえますか。これからの上之郷を考えていく話し合いが住民の間でできるような会を設けていただけるとありがたいと思っています。

3つ目に、町全体が被害を受ける大規模災害を想定しての防災センターを考えてみえると思いますが、一番大きな災害としては、震度5から6の東南海地震が予想されます。ハザードマップでは、地震で松野湖ダムが決壊した場合、J A跡地はゼロから0.5メートルの被害と示されています。安全性はどう考えてみえますでしょうか。また、防災の機能としては、どのようなものを予定してみえますでしょうか。

3月の一般質問でもコミュニティー部分に関して、公民館とのすみ分けについてお伺いをしましたが、公民館のエレベーター、洋式トイレ、空調など、施設の改善をすれば公民館で十分事が足りるとの意見もありました。公民館を十分に活用できれば、コミュニティー部分の設計も変わる可能性もあるのではないのでしょうか。補助金を待つのではなく、公民館に対する早急な対応は考えられないのでしょうか。

以上4点をお尋ねします。御答弁、よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、安藤議員のJ A跡地の有効活用に関する御質問のうち、3点についてお答えします。

まず御質問に入る前に、上之郷地区の旧J A跡地を防災拠点施設の建設地として選定した経緯について、議員の御質問にもございましたが、平成25年3月の施政方針を振り返ってみたいと思います。

上之郷地域活性化事業に伴う公共用地の取得委託として、平成25年度予算に計上した債務負担行為に関し、町長は、東日本大震災後の東北被災地視察により、御嵩町には災害時に対応するための防災拠点施設が不足しており、その立地条件に上之郷J A跡地が最良な候補地であることを述べております。

その候補地とするポイントは3点であります。

まず1点目が、施設の立地とその面積です。上之郷地区は、亜炭鉱陥没の心配がないこと、国道沿いで交通アクセスにすぐれていること、十分な広さが確保でき、地価が安いことであります。

第2点目は、施設の有効活用について、複合施設であること。つまり災害時は避難場所、ボランティア受け入れなどの機能を持つ防災センターであること。次に、平常時においては、地域の福祉、教育、文化、産業など、地域住民による多種多様な活用を想定したコミュニティーセンターであることであります。

第3点目は、地元要望と町内での施設配置のバランスであります。

消防団からは、老朽化している第1分団車庫の代替施設について、また上之郷地区の自治会や高齢者生きがい活動団体ぬくもりの家からは、上之郷地域の活性化のため早期の施設建設の要望書が提出されております。

また、上之郷地区は他の地区と比較して、児童館や公園など、子育てや子供のための施設が不足しております。

さらに、御嵩町では過去平成22、23年と2年連続の集中豪雨、そして平成22年には、顔戸地区において発生した亜炭鉱廃坑による陥没事故などの大災害を経験しています。これらの災害を経験することによって、被災住民の避難生活、家具類などの保管場所など、さまざまな面で御嵩町の防災・減災対策に弱点があることがわかってきました。この弱点を克服し、より災害に強いまちにするための上之郷地区における防災センター建設でもあります。

以上を総合的に分析、検討した結論として、南海トラフ巨大地震発生などの災害時に、緊急支援物資や災害ボランティアの受け入れを行うための防災拠点施設を事前に整備することは、当町の防災行政施策として必要不可欠なものであり、その建設地に旧J A跡地を最良の候補地として選定したのです。

ただし、建設の目的を防災施設としたとはいえ、平常時に鍵をかけて閉めておくには、施設の有効活用といった観点から、ポイントの第2点目にもありましたが、ふだんは地域の皆さんに開放して大いに使っていただき、高齢者や子供たちが集い、農家の方が農産物などを販売できるようなコミュニティー機能をあわせ持つ複合施設とするものであります。

そこで、今回御質問の1番目、上之郷地域の活性化についてですが、人口減少や商店などの閉店が目立つこの地域において、防災センター機能とともにコミュニティーセンター機能をあわせ持つ複合施設の建設は、地域の活性化に十分につながるものとして、上之郷地区の多くの方が望んでおられます。また、地域の方みずから施設を管理していただき、自分たちの使いやすいような施設にすることにより、多くの方がこの施設に訪れ、住民同士のつながりを強め、地域のにぎわいを取り戻すことこそが上之郷地域活性化だと考えております。

次に2番目の質問、検討の経緯と今後の住民意見についての御質問に答えさせていただきます。

旧J A跡地を利用した防災拠点施設の建設事業については、平成25年度予算での債務負担行為の計上、平成26年度予算において設計委託料の計上を議会の皆様にも説明した上で議決していただいております。これにより、今後、基本設計など策定作業に入っていきます。スケジュールとしましては、既に設計業者を選定しており、地域住民の意見に耳を傾けながら、施設のコミュニティー機能部分についての活用検討を推し進め、かつ議会の皆様にも報告しながら、秋ごろまでに基本設計を固めてまいりたいと思います。

そこで、住民の意見を聞くための具体的な方法でございますが、行政からの一方的な説明ではなく、例えば地域住民によるワークショップ形式の採用、イベントでのパネルなど展示でアンケートを行うポスターセッション、かわら版配布など、有効な手法を複数採用、実施することで、地域の方と協働で基本計画づくりを行います。これが安藤議員の言われる、まさに白紙からの議論であると思います。さらに、利用者が満足できるもの、使い勝手のよい施設とし、上之郷の活性化につながる施設となるよう、平常時での管理主体は地域住民になっていただく運営方法も考えていきます。

御質問の3点目、安全性について、議員御指摘の当ハザードマップは、平成25年度に作成、配付したものであります。これによると、松野湖が決壊した場合、上之郷の当該地への浸水が50センチに及ぶ危険性があると指摘されていますが、このハザードマップが示す災害発生での仮定条件について、若干注釈しておきます。

当ハザードマップでは、ため池の堤体が満水時に瞬時に全て崩壊してなくなった場合の浸水状況が示されており、松野湖の場合は、堤体が高さ26.7メートル、幅205メートルで、瞬時に全壊すれば最大流出水量は毎秒2,136立方メートル、決壊からの流出継続時間は52分間を想定

した結果での浸水区域となっております。

そのような最大とも言える被害想定でのJ A跡地の安全性の確保、浸水対策については、例えば施設建設での基礎掘削残土を利用した地盤のかさ上げ、受電設備や自家発電機の2階配置などの対応を、今後設計の専門家と具体的に協議していくことで、想定外をなくし、あらゆる事態に対応できる防災センターにしていきたいと考えています。この点、御理解をお願いするものであります。

以上で、安藤議員からのJ A跡地の有効活用についての答弁とさせていただきます。

議長（加藤保郎君）

教育参事 田中秀典君。

教育参事兼学校教育課長（田中秀典君）

本日3回目の登板でございます。

それでは、上之郷公民館のエレベーター、洋式トイレ、空調など、施設改善についての御質問でございますが、公民館の利用に関しまして御迷惑、御不便をおかけしておりますこと、まづもっておわび申し上げます。

それでは、安藤議員の御質問にお答えをいたします。

エレベーターの新設につきましては、耐震工事費、ランニングコストがどの程度必要か、現在把握しておりませんので、費用面と利用面について調査をしていきたいと考えております。

また、洋式トイレにつきましては、新たな洋式トイレを設置するのは施設の状況から困難でございますので、現在の個室トイレの改修で対応していく方向で検討していきたいと考えております。

なお、平成18年度におきまして1階に障害者用トイレを設置しておりますので、御利用いただくことは可能ですので、申し添えておきます。

空調に関しましては、平成26年3月定例会におきまして、安藤議員の上之郷公民館の空調改修についての質問に対しまして、当時の鍵谷総務部長が、公民館の空調設備の全面改修は、できるだけ有利な財源を確保した上で実施していきたいと答弁しているところでございますが、現在、担当課では、2階大ホールの空調のききが悪く、それ以外の会議室等の空調は作動しておりますことから、補助金を待った全面改修ではなく、故障した部屋ごとの個別の空調設備での対応で行っていく方向で検討に入っているところでございます。

いずれにしましても、町内の4公民館は昭和40年後半から50年後半に整備されており、全体の老朽化率、耐用年数に対して経過した年数の割合が73%と進行しており、今後10年前後で耐用年数を迎える建物となっております。雨漏り、壁のクラック等、老朽化が著しいため、今年度より各公民館の施設設備等の改善箇所調査を行い、優先順位を検討しながら、計画的に整備

を進めてまいりたいと考えております。

なお、上之郷公民館の大ホールの空調につきましては、来年度予算で対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、安藤議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

上之郷公民館については、空調については早速対応していただけるということで、できれば本年度のうちというのがうれしいんですが、来年度でも構いませんが、地域住民の方が使いやすい、なるべく大勢の方が利用したいなあと思うような公民館にしていただけたらありがたいなあと思います。

再質問ですが、防災センターの機能として、被災者受け入れとか、支援物資、ボランティアの受け入れを考えてみえるというふうに今おっしゃいました。被災者の受け入れという部分では、上之郷中学校の体育館には避難所としてシャワー、ガスが備えてあるはずなのですが、こちらのほうはどのように使われていく予定でしょうか。支援物資、ボランティアの受け入れですが、JA跡地というのは御嵩町の東の端のほうにあります。地震を想定した場合、道路が寸断されるという可能性もなくはないと思いますが、そういう際、西の方面への物資や人の運搬とか、移動というものはどういうふうに考えられるのか。

それから、アンケートをとったり、イベントを利用したりして住民の方の意見を吸い上げていきたいというお話でしたが、例えばPTAとか、子ども会とか町内会などの集まりへ、出前講座じゃありませんが、お邪魔をしながら、皆さんの御意見を伺ってくるというようなことは考えてみえますでしょうか。

もう1つですが、地元の方による管理運営ということを書いてみました。地元の方が管理して、使い勝手のいいように運営をするということはとてもいいことだと思うのですが、この管理運営という面に関しては、よほどきちんとした理解をいただいて、そういう運営がなされていくようなお手伝いも行政がしていかないと、今までの例からいっても、なかなかうまくいかなかったという例もありますので、その辺に対するフォローというものをどう考えてみえるか、このあたりを再質問としてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（加藤保郎君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、安藤議員の再質問に答えさせていただきます。

質問は4つに分かれていたと思います。

まず1つ目ですが、上之郷小学校につきましては、現在地域防災計画で避難所の指定になっておりますので、同じ地区にあります上之郷中学校のほうとあわせて、被災住民の避難所として開放を予定しております。

今回建設するJAの跡地のほうは、一部被災住民の受け入れも検討しておりますが、主しましては、緊急支援物資及びボランティアの受け入れの拠点施設というふうに考えております。

そういった中、建設候補地が御嵩町の東側にあるということで、大きな地震が起きた場合、道路の寸断が予想されるが、その対応はということですが、確かに災害時においては、どのような事態が発生するかしれません。議員の言われるように、国道21号線各所で寸断され、通行不能は当然考えられると思いますが、ただ、この国道21号につきましては緊急輸送道路ということになっております。どういうことかといいますと、大きな災害が起きた場合、緊急支援物資、さらには緊急援助隊の通る重要な道路として、災害復旧の上ではまず優先的に復旧するという道路でございます。そういう形ですので、国なり、各外部団体の協力を得ながら早期に復旧ができるものかと思っておりますが、ただ、発災後すぐに復旧できるとは考えておりません。そういった場合は、当然脇道として町道の現状を把握して、迂回できる道があれば、それを迂回させることによって、例えばJAの跡地のほうで緊急物資が来たら、その迂回路を通じてこの御嵩町の中心部に運んでくる。そういった臨機応変な対応が必ず必要になってくるというふうには考えております。

3点目でございますが、PTAなどの会合に出向いて意見を聞くということで、まさにそういうのも一つの手法だと考えております。私の答弁にもありますように、行政から一方的に説明しただけで、じゃあ意見をといっても、なかなか意見が言いづらいということは昨年行いました上之郷のほうでも、地元の方からそういうお声を聞いております。そういうのを踏まえて、今後業者と図りながら、地域住民の方が発言しやすいような雰囲気、そういった形式をもって住民意見を聞いていくというふうには考えております。

さらに、最後で4点目でございますが、地元管理を考えているという私の答弁でございました。

議員の言われるように、なかなか筋道を立ててやっていかないと、うまく成功しないということにして、当然行政としてもサポートしていきますし、地元管理だからあとは知らないということは決してありません。そこら辺を管理運営できる団体、もしくは住民の方と相談の上、協議をしながら……。

[発言する者あり]

議長（加藤保郎君）

暫時休憩とします。

午後 1 時25分 休憩

午後 1 時35分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

総務部長 寺本公行君の答弁中でしたので、再開します。

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは答弁とさせていただきます。

安藤議員からの再質問の4点の最後、4点目でございますが、JA跡地につくります防災複合施設の施設管理を地元団体にこれから考えていきたいという答弁に関しまして、議員が心配されるように、強制とか、そういうことは全然考えておりません。あくまで行政と地元がよく話し合った上で地元管理をしていきたい。当然、その中では行政としてできる限りのサポートはしていきたい。そういう形で、あくまで協力関係のもとで進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

ありがとうございました。

住民と行政が力を合わせて一つのものをつくり上げていく、お互いが一番いい形を提案しながら話し合いができていくとうれしいなあと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

御答弁、ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

議長（加藤保郎君）

これで、安藤雅子さんの一般質問を終わります。

続きまして、7番 伊崎公介君。

一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。また、パネル等を活用しての質問、答弁とのお申し出がありましたので、これを許可します。

さらに、本人体調不良のため、補助者として6番 山田儀雄議員にお願いします。

7番（伊崎公介君）

それじゃあお許しいただきましたので、6月議会一般質問を始めさせていただきます。

今回は水道事業会計の健全性ということと、それから補助金の交付状況という2点をお尋ねしますが、補助金の交付状況については、単刀直入に私のほうも質問しますし、答弁のほうも単刀直入にしていいただければいいと思いますので、よろしくお願いします。

まず水道事業会計の健全性というところなんですが、水道事業会計は公営企業ですので、民間企業と同じように複式簿記を使うと。ところが、公営企業ですから潰れちゃいかんというところで、いろいろガードがかけてあると思います。例えば3条予算、4条予算というようなことだとか、それから補填財源というものが最初から組み入れられているというようなところがあると思いますが、まず平成22年、上之郷地区水道未普及地域解消事業が提案されたときに、公営企業債の償還金額が今後年々減少すると。それから、内部留保資金が企業債残高を上回り、将来必要となる大規模改修への備えができつつあると。それから、料金改定に対する一般会計補助金を公営企業債元利償還に対する一般会計補助金に移行すれば、現段階と同程度の補助で無水道解消が実現できるという理由で、水道未普及地域解消事業は無理のないものを考えるという説明をいただきました。

しかし、とはいうものの、100件未満の件数に対して10億円にせんとする事業であり、これは議会も慎重な審議が必要と考え、特別委員会を立ち上げて審議を重ねてきました。当時の担当職員は誠実に対応してくれたという印象を持ちながら、内部留保資金が、ここにもありますが、23年には7億円だったものが、30年には9億円程度に積み上がっていくということでしたので、当時この特別委員会の委員長だった安藤議員が提出した一般会計からの補助金で企業債償還ではなく、水道事業会計で償還するという修正動議に賛成したわけでした。

ところが、今回提出された御嵩町水道事業会計施設更新基本計画策定業務報告書には、27年度の内部留保資金が3億5,000万円程度ということで、当初の計画の半分にも満たないわけです。これには少し唖然とさせられ、今回の一般質問につながったわけです。

これは、赤が22年、青が25年のシミュレーションなんですが、赤のほうは年々積み上がっていく、青のほうは27年に一番底を打って、それからまたふえていくということなんですが、これは27年から28年、29年、30年とふえていくというのは、県水の値下げの関係だと思います。

この無水道地域解消事業ですね、国の補助と一般会計の補助で補って、県水が値下がって、なおかつ利益の積み上げである内部留保資金は、当時の見込みの半分にも満たないということなんですが、22年から25年のわずか3年です。これが利益の積み上げがこれだけ違ってくるということになって、3億5,000万円程度で果たして、ちょっとした災害とか事故で対応できるものかと不安になるところなんです。

多分こういうことを聞いても、そんなことはないよと言われるでしょうけれども、うがった見方をすれば、これ22年のシミュレーション時には、これだけたまっていくんやで、無水道地域解消事業は大丈夫だよ。今回は県水が下がったけれども、これから施設更新の時期を迎えておるで、もう下げられませんよと言われておるような気がしてならんのですが、その点については、先ほど言いましたように、大丈夫、そんなことはないよと言われると思いますから、質問としては入れておきません。

次の2点についてお答えを願いたいと思うんですが、まず1番目、22年から25年の3年間に何があって、こうした変更につながったのか。それから2番目、元来、原価が下がれば値下げするのが当然だと思いますが、一旦下がった内部留保資金は、その後5億円程度まで回復しますが、さらに再び減少するという試算のようですけれども、今後、この会計の健全なあり方というものをお示しいただきたいと思います。

議長（加藤保郎君）

建設部長 奥村悟君。

建設部長（奥村 悟君）

それでは、最後の質問になりましたけど、よろしく願いいたします。

伊崎議員の御質問にお答えします。

私への質問は、水道事業会計の健全性についてであります。

まず、議員におかれては、平成22年度当時、議会の無水道解消対策特別委員会委員として、上之郷東部5地区の解消に向けて、安全・安心な生活をする上で必要不可欠な上水道の普及は重要課題であり、上之郷地区水道未普及地域解消事業は水道インフラの地域間格差是正のために必要なもので、事業を進めていくべきものとの認識の中で、10回に及ぶ調査・研究により活発な御審議をいただきましたことにつき、この場をおかりしましてお礼申し上げます。

さて、1つ目の質問の、22年から25年の間に何があってこうした変更につながったかは、1つに、22年度にお示しした財政シミュレーションでは、上之郷の水道未普及地域の整備を、当初全体事業費を9億7,000万円と算定し、企業債を2億6,000万円借り入れして事業を進める予定でありましたが、一般会計からの未普及地域対策基金を25年度までに1億1,280万円の繰り入れ、事業の精査や入札差金により、現段階では事業費が約1割程度減る見込みなど、財源確保に努めたことにより、企業債を借りることなく事業を進めているところです。

もう1つは、毎年返しております企業債元利償還金を、24年度に公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画による対象額、22年度から24年度実施分約1億5,500万円を内部留保資金で繰り上げ償還したことによるものです。このことにより、23年度以降11年間で約3,100万円の利子負担を軽減できることになりました。さらに、25年度のシミュレーション

では、39年度までの施設更新計画の費用を、できるだけ起債に頼らず、内部留保資金を財源にしたことであります。

2つ目の、本来、原価が下がれば値下げするのが当然だと思うが、一旦下がった内部留保資金は、その後5億円程度に回復した後、再度減少するという試算である。今後のこの会計の方針を示していただきたい。このことは、内部留保資金のみに着目しないで、健全運営のために、企業債残高との差に留意しています。起債を発行する場合は、特に次のことに留意します。

26年度において、水道事業会計へ一般会計から5,830万円の出資金を水道未普及地域解消事業に対していただいておりますが、その財源内訳は、地方債3,330万円と基金2,500万円です。地方債は一般会計出資債といい、その元利償還金の2分の1について普通交付税措置がなされますので、大変有利な借り入れであると言えます。公営企業の企業債は、そういった措置がありません。したがって、内部留保資金が2億円ぐらまで減ったときは運転資金が不足しますので、そのときはやむを得ず企業債を借りることはあっても、それ以外は借りないこととしていきます。その場合、内部留保資金に留意して計画を立てながら、施設の更新を行っていきます。

ここで伊崎議員がグラフをお示しいただきましたので、私のほうも用意しておりますので、それで少し説明をさせていただきます。

まずこちらのグラフですが、これは以前、全員協議会などで説明した25年度の財政シミュレーションをグラフにしたものです。

資本的収入と減価償却費を足したものが青のグラフです。これは、国庫補助金や工事負担金、出資金が主なものになります。資本的支出が赤の棒グラフ、施設の拡張だとか建設改良費、つまり施設を新しくしたり、直すための工事費になります。折れ線グラフが内部留保資金になります。内部留保資金の増減は、この収入と支出の差によるものです。収入よりも施設の改良工事の費用が大きければ、内部留保資金は減ってきます。

22年度に計画を立てた未普及事業解消事業のときには、予定しなかった長谷の送水ポンプ場などの施設改良工事ですね。ことしは共和台のポンプ場もありますけれども、それを集中的に行うため、ここのグラフのように、26年度から28年度にかけて内部留保資金が大きく減っています。この赤の部分の建設改良費の資本的支出が26、27、28とかなり伸びておりますので、この分、逆に内部留保資金が減っているという状況でございます。

ピーク時は33年度でありますけれども、その後、蓄えた資金で新設の配水池の整備などの施設を統合して、安定した水道水の供給と災害に対する安全性の強化など、効率化、重点化を図る意味で、33年度以降につきましては大幅な施設の整備計画を立てております。その結果、33年度以降は、赤のグラフですが、新設改良費、建設改良費がふえていき、当然内部留保資金は減ってくるということで、39年度には内部留保資金は2.3億円ぐらになるというようなグ

ラフでございます。建設改良費、資本的支出がふえれば、当然内部留保資金も減ってくるというようなグラフになっていますので、これでいきますと、グラフでよくわかるかと思えます。

もう1枚のグラフでございますけれども、こちらについては、先ほど伊崎議員がお示しいただいたグラフを私も同じようにつくってみました。赤が22年度のシミュレーションのグラフ、ブルーは25年度にお示ししたシミュレーションのグラフでございます。

先ほど述べさせていただきましたが、内部留保資金だけに着目しないで、この下、ちょっと出しますけれども、企業債残高が下のグラフになりますが、企業債残高に着目をしていただきたいと思えます。この下の段が企業債残高のグラフであります。

22年度の財政収支計画では、先ほど言いましたけれども、これに2億6,000万円の借金を予定しておりました。しかし、この借金を、先ほど言いましたように、借りませんでしたので、25年度の計画では借金が少なくなっているという状況でございます。結果として、30年度の借金の額は、22年度の計画では約3億9,000万円ぐらいですけれども、25年度の計画では1億5,000万円ほどということになります。といったことで、経営の健全化を図っていくということでもあります。

伊崎議員も、当時22年度にお示しした財政収支計画、この内部留保資金の欄の下に企業債残高が出ておりますので、それを一度ごらんになってください。お願いいたします。

昨年夏に、長岡の送水ポンプ場で施設の老朽化による大事故が発生しました。職員、業者ともども徹夜の不眠不休の作業のおかげで約1,200戸の断水を回避することができました。一たび断水すれば、末端の家庭まで水が通常のように出るまでに、管の水張りなど2週間は覚悟しなければなりません。水道施設の老朽化対策については、費用が多く要ることも町長も危惧しており、ほかの自治体に比べて本町の水道施設には大きな特徴があり、東西に流れる可児川を中心として南と北に丘陵地があることから、ポンプ施設や配水施設など、古い施設が多いことも一つの要因です。このことは、町長も25年12月定例会の谷口議員の料金値下げの一般質問に関連して答弁しております。

また、ついこの前ですけれども、5月24日の土曜日の深夜1時ごろに、可児川の湊之上橋にかかる水道管、材質は鋼管で口径は150ミリでしたが、老朽化で腐食し、破損しました。管の亀裂から大量の水が高さ30メートルにまで噴き上がりました。近所の方からいち早く通報をいただき、職員が駆けつけ作業に当たり、事なきを得ました。管は昭和53年に施工されたもので、36年経過し、管の至るところに腐食が見られました。この事故を受けて、可児川の橋にかかる水道管15カ所の緊急点検を行ったところでは。

このように、施設の老朽化は日ごとに進んでおり、その場限りの応急処置ではなく、施設への大手術が必要な時期が迫っております。このたびの施設更新計画も、老朽化に対応した計画

的な整備方針であります。これは、今ある施設をそのまま更新するだけでなく、維持管理費を抑制するため、できるだけ少ない施設で給水できるよう、施設の統廃合、ダウンサイジングを含めて計画が策定されています。

安全で安心な飲用水を絶え間なく住民に提供し続けるには、なくてはならない一大事業であります。当然多額の費用と期間を必要とします。それには、長期的な視野に立って計画的、効率的に実施し、財源についても補助金などの優良財源の確保に努め、内部留保資金を活用することで起債を抑制し、今あるツケを後世に回すことなく、後年度に要るともしれない費用負担を可能な限り軽減していきたいと考えています。

以上で、私の答弁とさせていただきます。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

伊崎議員の御質問、質問ではないというようなことをおっしゃいましたが、看過できない部分があります。言いつ放しでも、例えば1期目の議員さんには全く理解できないということになりかねませんので、私も無水道についての解釈の仕方について確認をさせていただきたいと思っております。

公営企業の性質というものは、伊崎議員もおおむねわかっておみえになるようですけど、私も議員を12年やりましたけれど、私の立場は、内部留保資金が余りにも膨大に積み上がっていくということに関しては、水道料金が高いからじゃないのか。基本的には利益という表現が使われたわけでありましてけれど、この内部留保資金というのは、基本的には償却資産があるから、その分を積み上げていきましょうということで、水道料金を設定する際に、計算上入れていくものであります。これが一方的にたまっていくということは、水道料金がシンプルに考えれば高いということでありまして。つまり内部留保資金だけを注目したとするなら、水道料金を下げろという議論をするのが私は議員の立場であるというふうを考えて、議員活動をしてまいりました。こういう場でも、随分行政とやり合った経験がございます。

そういう思いからいきますと、内部留保資金が余りに大きくなるのであれば、これは何かをサボっている。つまりは、施設の老朽化に対して、何か起きない限り手当てをしないということにつながるのではないかとということで、大変懸念をしておりました。私も、今の立場からいけば、当然住民の側に立つという立場でありますので、少なくとも内部留保資金は施設の更新等々に使っていくべきものだと思っております。何年か先には、9億を超えて10億という数字になるというようなシミュレーションでありましたけれど、当然大きな施設の更新をしていけば、その分内部留保資金は減っていくというのが当然のことです。したがって、今回こ

うしたシミュレーションをまた示されたわけでありましてけれど、何ら違和感がないと思っております。

無水道について、久々に安藤さんの名前も出ましたが、伊崎議員がそのときに賛成をされたことも私は記憶しておりますけれど、これは解釈としては零点であります。仕組みを理解しないと、そうした無責任な提案がされてしまうということでもあります。

私の言う数字、これは0.97を掛けていただければいいわけでありまして、最終的に工事が完了した場合、またそれに0.9を掛けていただければ、よほどレアな数字になるかと思っておりますけれど、まず総事業費が約10億円として計算をしていきます。公営企業であれど、将来的にその投資金額がペイできないような事業はやらないというのが大前提であります。

水道未普及地域に対して、歴代の水道課の課長は大変消極的というか、一切積極的にはならなかったというのが、経営者でありますので、水道課長は積極的には絶対にならないという歴史があります。これに対して、では憲法第25条で保障されている全ての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有していると、これがかなえられるのはどういうことか。これをかなえるためには、一般会計を政策として取り入れていくより仕方がないということで、仕組みもそうできております。一般会計でやることによって4億円、40%の補助金がつきます。

先ほど部長が言いましたように、総事業費の3分の1、約3億3,000万に対して、地方交付税の措置が50%、これは金利も含めてであります。つまり、伊崎議員がおっしゃった一般会計から借り入れてやればいいじゃないかという話にしますと、これらの補助金も交付税措置も一切ございません。したがって、町民に対しておおむね6億円の損失を与えるという考え方になります。これは私はくみすることができない、愚かな選択になると考えております。したがって、無水道地域に対しての手当では、私は正しいと考えておりますし、これしかなかったというふうに思っております。

合計でいいますと、7億3,000万の財源ができたわけでありまして。2億6,000万、若干違いますが、2億7,000万の財源がどこでつくられるかという問題であります。基金として1億2,000万余りを積み上げておりましたので、一般会計からその基金での補助を出したということになります。残りは1億5,000万。ここは、私はむしろ水道課長を褒めてやってほしいというふうに思うのは、借金をすれば金利が発生してきます。これを抑制し、なるべく借金をする時期をおくらせていくことによって、一年でも二年でも金利を払わなくてもいい財源に頼るということをしております。たかだか数十万ではありません。大切な数十万も無駄にはしていないということで、課長の発想でそのような財源の求め方をしているということでもあります。

内部留保資金についても、先ほど申し上げたように、今後も当然大きな事業を展開すれば減額していきますけれど、毎年使っていけば、当然水道料金の中から、償却資産として計上され

ていますものについては積み上げていきますので、行政のシミュレーションというのは、大体が最悪の状態を想定していくということでもあります。今後、内部留保資金が、県や国にお聞きしてみると、御嵩町の水道の規模、2億円は切ってはいけないという話であるそうですので、その2億円を切らないように配慮しながら、公営企業債、必要であるとしたなら借り入れて展開をしていきたいというふうに思っております。

今のところは何とかしのいでいけると計算しておりますけれど、先ほど部長が答弁しましたように、大変な事故も起きておりますので、これからしっかりと老朽化を見据えながら、もったいないという気持ちもどこかで捨てながら、施設の更新については考えていきたいと考えております。

谷口議員の質問、昨年12月ですか、ありましたように、町民の皆さんに申しわけありませんけれど、今後の展開を考えますと、県水の原水費が仮に下がったとしても、水道料金を下げるとことは今のところ考えてはおりません。この時代に生きる者として、将来にしっかりとしたものを手渡していくというのが我々の責任であるかと思っておりますので、その点についても御理解をいただくことをお願いしまして、私の答弁といたします。以上であります。

〔7番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

2人には丁寧に御説明いただいたことを感謝申し上げます。

ただ、原価が下がったのに売り値は同じというのは、大抵競争の世界では生き残っていけないものですし、何かおかしい原理だなというように感じました。

それからもう1つ、これ九十七、八件で計画されて、今六十数件と聞きますけれども、余りにこの件数が減ってくると、4億円の国庫補助を受けているが、それが会計検査院でとめられるということになったら、これは払っていかなきゃならんものですから、そういう面からも、できるだけ件数が少なくならないようにやっていただきたいと思います。そして、やはり何回も言われていたように、より効率化して、一円でも二円でも下げるように努力していただきたいと思います。ということを述べさせて、こちらについては終わらせていただきます。

それじゃあ、続いて次の補助金交付状況というところで、これはさっきも言いましたように単刀直入にやっていきます。

御嵩町補助金交付規則第14条第2項には、「町長は、前項の規定にかかわらず、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金等の概算払い、または前払いにより交付することができる」とあるが、華ずしへの地域づくり施設整備交付事業の補助金交

付がこの例に沿ったものかということをお聞きしたい。それからもう1つ、そうであるならば、申請はいつなされて、審査はいつ行ったのかということをお聞きします。で、お願いします。

議長（加藤保郎君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、伊崎議員の華ずしへの補助金交付状況に関する御質問にお答えします。

御嵩町補助金交付規則に基づき、華ずしへ補助金交付をしたかとの御指摘でございますが、当該補助金は御嵩町補助金交付規則ではなく、御嵩町地域づくり施設整備助成金交付事業実施要綱に基づく補助金であることを、答弁に先立ち申し述べさせていただきます。

なお、以降の説明は、単に要綱とさせていただきます。

この地域づくり施設整備助成金交付事業は、要綱第1条の趣旨にあるように、御嵩町の活性化を図るため、創意と工夫にあふれた自主的及び主体的な活動を行う団体の施設整備に助成金を交付するものであります。

助成金の財源はふるさとふれあい振興基金を活用しており、平成20年度より、この基金の原資の一部に一般財団法人民間都市開発推進機構からの住民参加型によるまちづくりファンド支援事業の拠出金3,700万円も含め、住民が主体となった活動を行うために必要な施設整備に対して補助をしてきました。これまでに7件の補助を行っており、平成20年度にはみたけ庵と駅前観光案内看板の整備、21年度は伏見地区ふるさとづくり活動センターの拠点整備と御嵩地区の中山道通りの街路灯整備、24年度には願興寺境内、旧観光案内所跡の建物を改修整備されたみたけ茶屋と御嵩駅前に整備した太陽光発電を利用したレンタサイクル駐輪場の整備、そして今回、みたけ華ずしの拠点整備も含めて、計7つの団体に補助金を出してきました。参考までに、民間都市開発推進機構からの拠出金につきましては、平成25年度末で約2,000万円を保有しております。機構側からも、できるだけ早目に、かつ有効に使ってほしいといった話も来ておりますので、今後も住民が主体となった地域づくり、まちおこしに有効な施設整備に対する助成をしてまいりたいと思っております。

それでは、平成25年度における華ずしに係る補助金申請から交付までの一連の事務処理過程を説明させていただきます。

この施設整備につきましては、平成25年7月ごろ、旧たんどこが使用されていた古民家賃貸の話がまとまり、地域づくり施設整備助成金を活用したいという話をいただきました。それ以降、補助金交付申請に向けて建築業者と調整がなされ、昨年11月20日付で華ずしから、要綱第6条に基づく地域づくり施設整備助成金交付申請書を受理しました。要綱第7条第1項の規定

による補助金申請の審査機関である御嵩町ふるさとづくり検討委員会が翌11月21日に行われ、この審査を経て、11月29日付で助成対象経費の10分の9、金額にして450万円の交付決定を行ったものであります。

なお、要綱第14条で前金払い及び出来高払いの規定がございますが、みたけ華ずしの会からこれらの請求はなく、事業完了後に提出された実績報告書の検査、確認を経た後、全額450万円を一括で交付しております。

みたけ華ずしの会におかれましては、食とおもてなしを通しての御嶽宿・御嵩の再生をテーマに平成19年より活動を始められ、平成22年度の地域づくり活動助成終了後も、町内のみならず、積極的に町外、県外への講習会に出向くなど、活発な活動をしてこられました。平成24年には産業観光まちづくり大賞の特別賞受賞や、長良川サービスエリアにおけるレストランメニュー化など、御嵩町のPRに大きく貢献いただいているところであります。また、御嵩町、御嶽宿の来訪者をふやすため、団体の自由な活動をするために欠かせない活動拠点を長い間探し続けてきましたが、このたびやっと念願かないましたので、今後はますます活動を広げられ、御嵩町、御嶽宿の活性化のために頑張ってくださいを期待しております。

以上で答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

7番 伊崎公介君。

7番（伊崎公介君）

とても単刀直入にお答えいただき、ありがとうございます。

それじゃあ終わらせていただきます。

議長（加藤保郎君）

これで、伊崎公介君の一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（加藤保郎君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月13日午前9時からの開会予定としますので、よろしく申し上げます。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時15分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員